

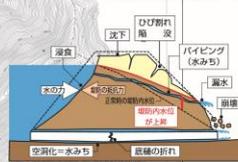


しゅけだに いけ 朱家谷池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、朱家谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

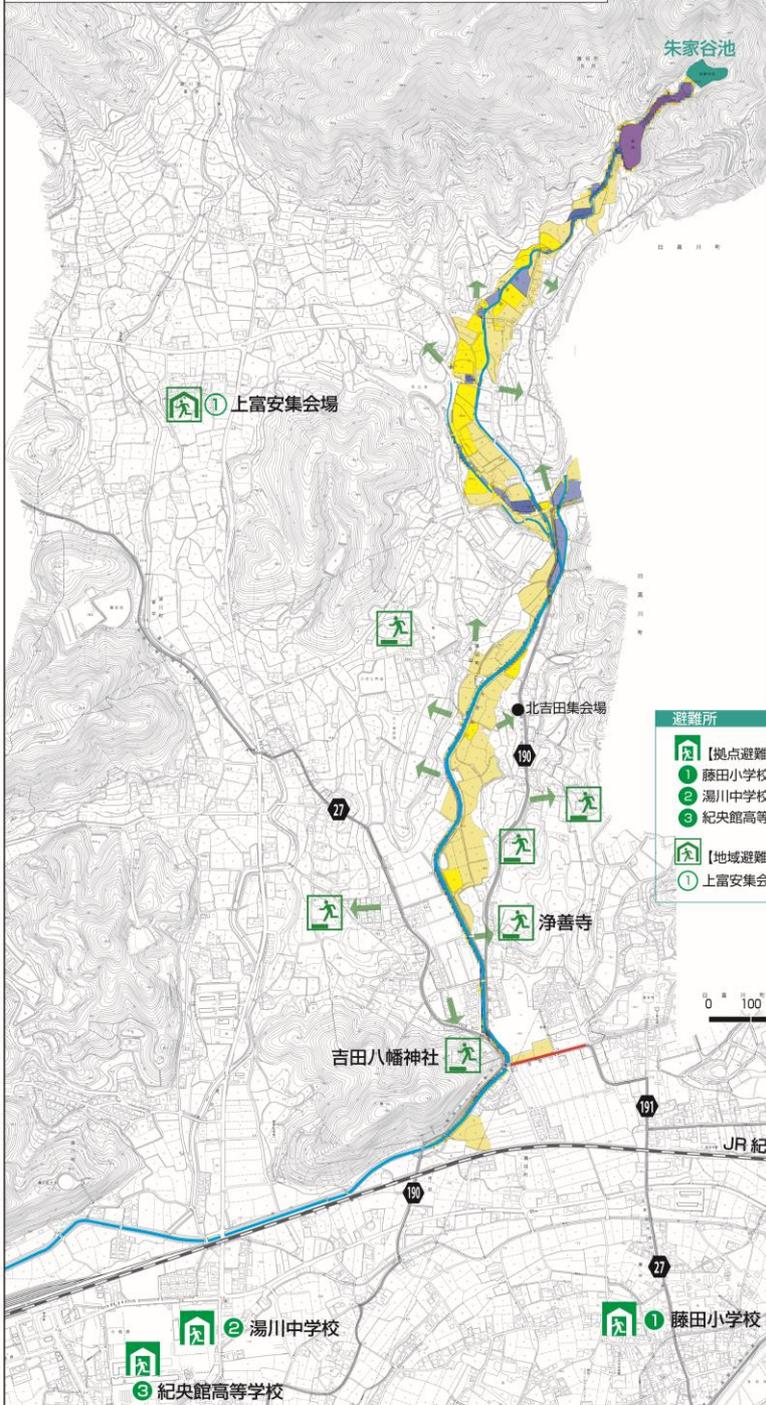


大雨時

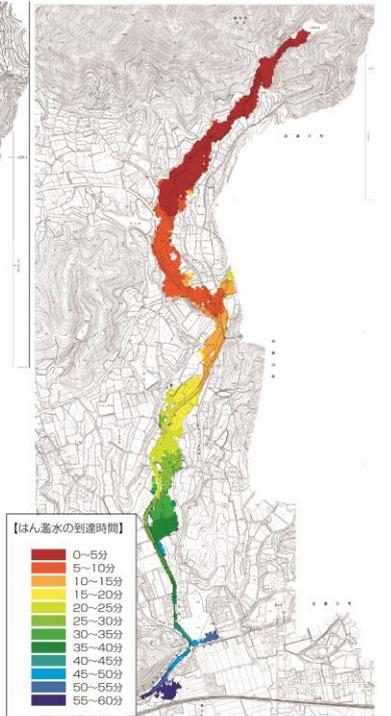
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に湧りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度 4 以上)

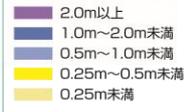
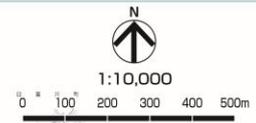
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に湧りが生じた場合



はん濫水到達時間 【朱家谷池】



避難所		
【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 藤田小学校	藤田町藤井2047-1	0738-22-0480
② 湯川中学校	湯川町小松原50	0738-22-0778
③ 紀中央高等学校	湯川町小松原43	0738-22-4011
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 上富安集会場	湯川町富安1028	—



- 凡例
- 拠点避難所
 - 地域避難所
 - 緊急避難先
 - 避難の方向
 - 避難時注意範囲
 - 県道
 - JR

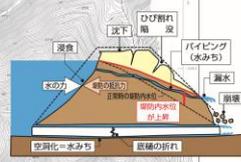


はた いけ 畑池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、畑池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

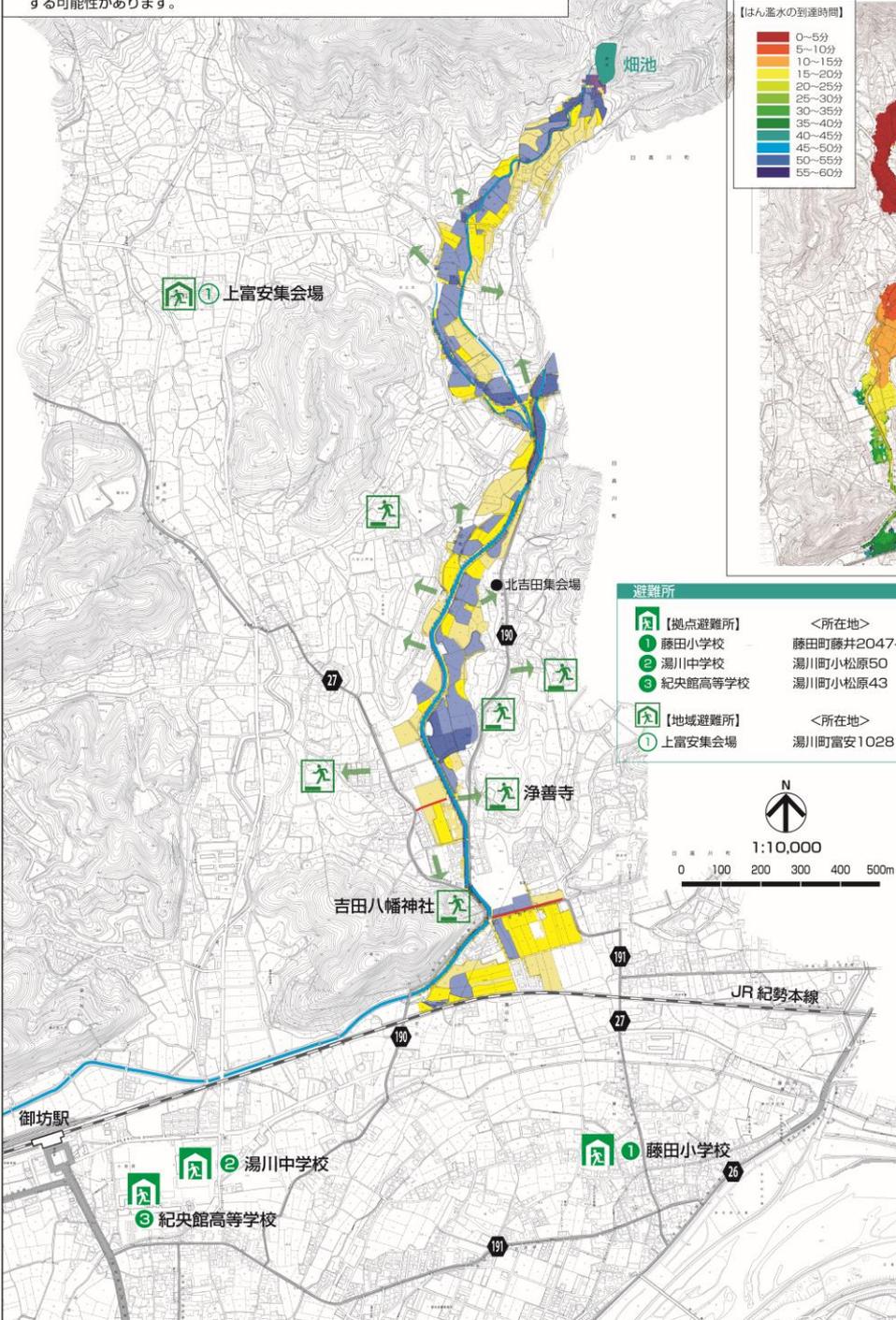
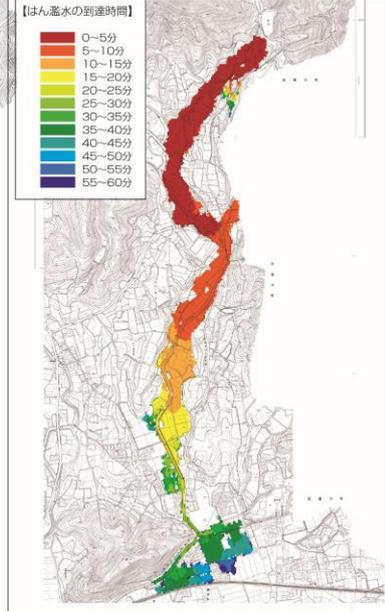
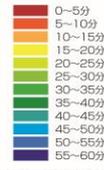
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度 4 以上)

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

はん濫水到達時間【畑池】

【はん濫水の到達時間】

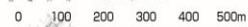


避難所

【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 藤田小学校	藤田町藤井2047-1	0738-22-0480
② 湯川中学校	湯川町小松原50	0738-22-0778
③ 紀央館高等学校	湯川町小松原43	0738-22-4011
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 上富安集会场	湯川町富安1028	—



1:10,000



- 凡例
- 拠点避難所
 - 地域避難所
 - 緊急避難先
 - 避難の方向
 - 避難時注意範囲
 - 県道
 - JR

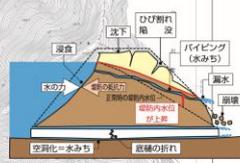


はな だて いけ 花立池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、花立池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

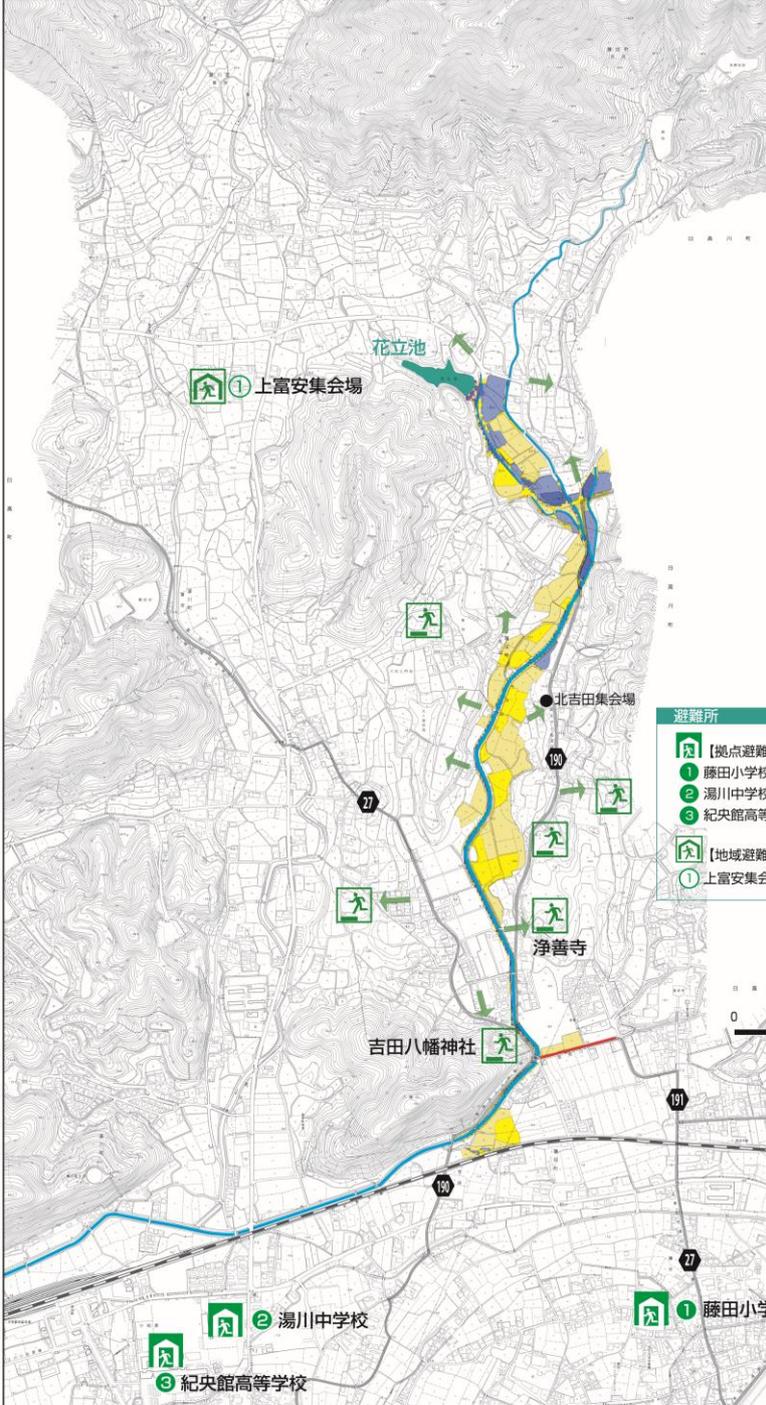


大雨時

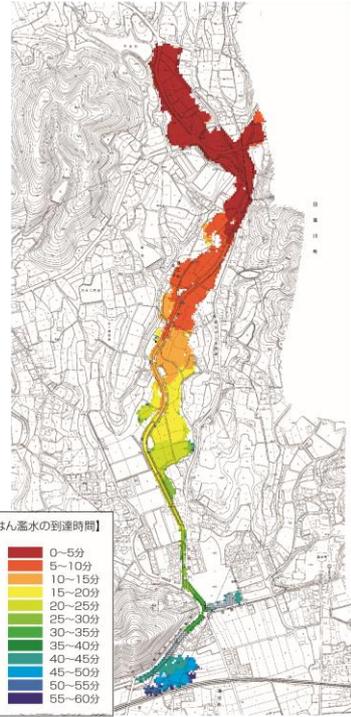
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に湧りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度 4 以上)

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に湧りが生じた場合

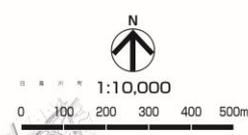


はん濫水到達時間 【花立池】



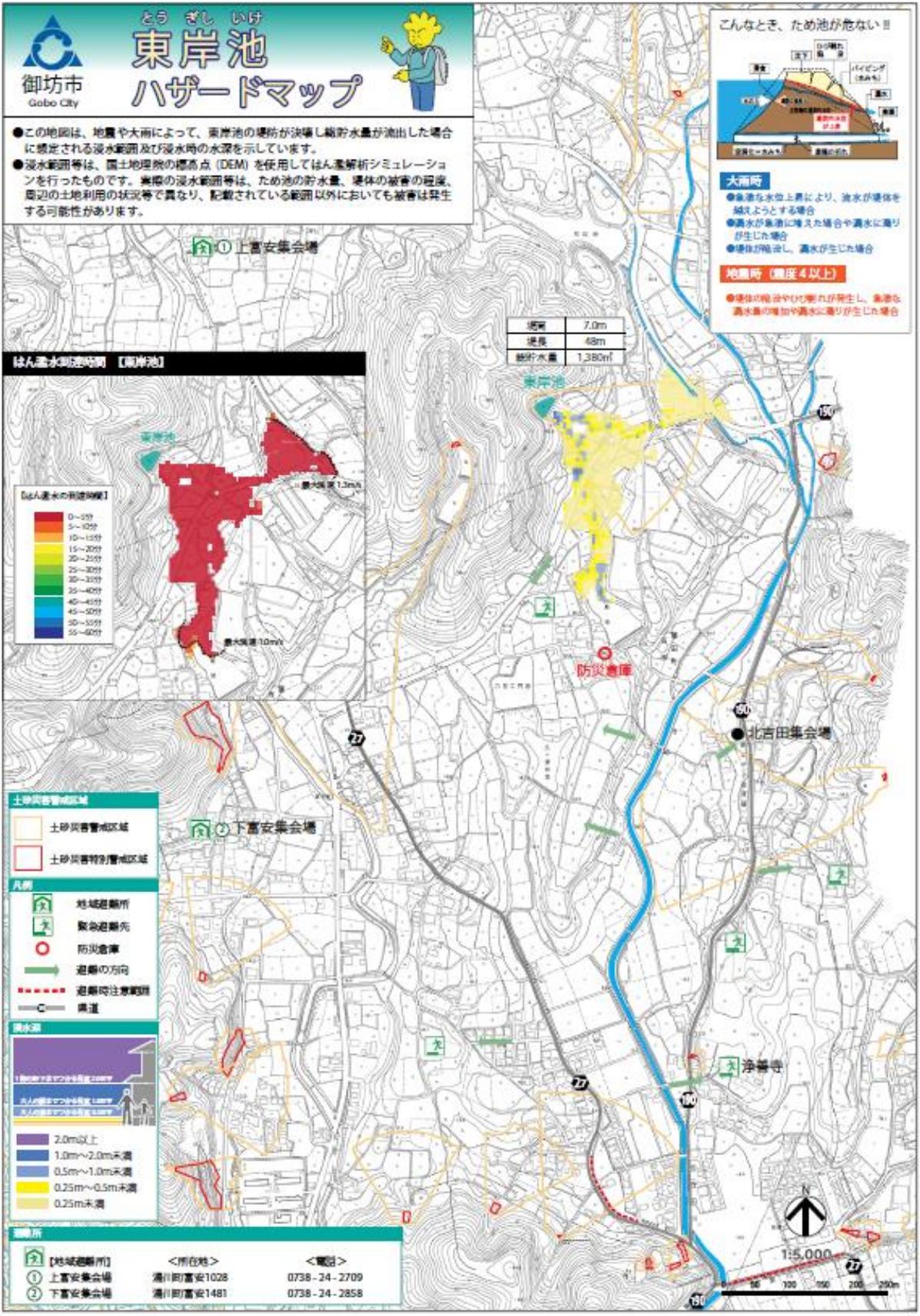
0-5分
5-10分
10-15分
15-20分
20-25分
25-30分
30-35分
35-40分
40-45分
45-50分
50-55分
55-60分

避難所		
【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 藤田小学校	藤田町藤井2047-1	0738-22-0480
② 湯川中学校	湯川町小松原50	0738-22-0778
③ 紀央館高等学校	湯川町小松原43	0738-22-4011
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 上富安集会所	湯川町富安1028	-



浸水深	
1階の軒下までつかる程度	2.0m
大人の肩までつかる程度	1.0m
大人の膝までつかる程度	0.5m
2.0m以上	2.0m以上
1.0m~2.0m未満	1.0m~2.0m未満
0.5m~1.0m未満	0.5m~1.0m未満
0.25m~0.5m未満	0.25m~0.5m未満
0.25m未満	0.25m未満

凡例	
	拠点避難所
	地域避難所
	緊急避難先
	避難の方向
	避難時注意範囲
	県道
	JR



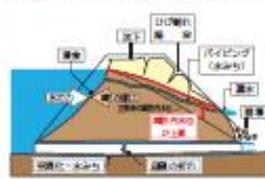


新池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、新池の堤防が決壊し貯水が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土院の標高点 (DEM) を使用しては人混み解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

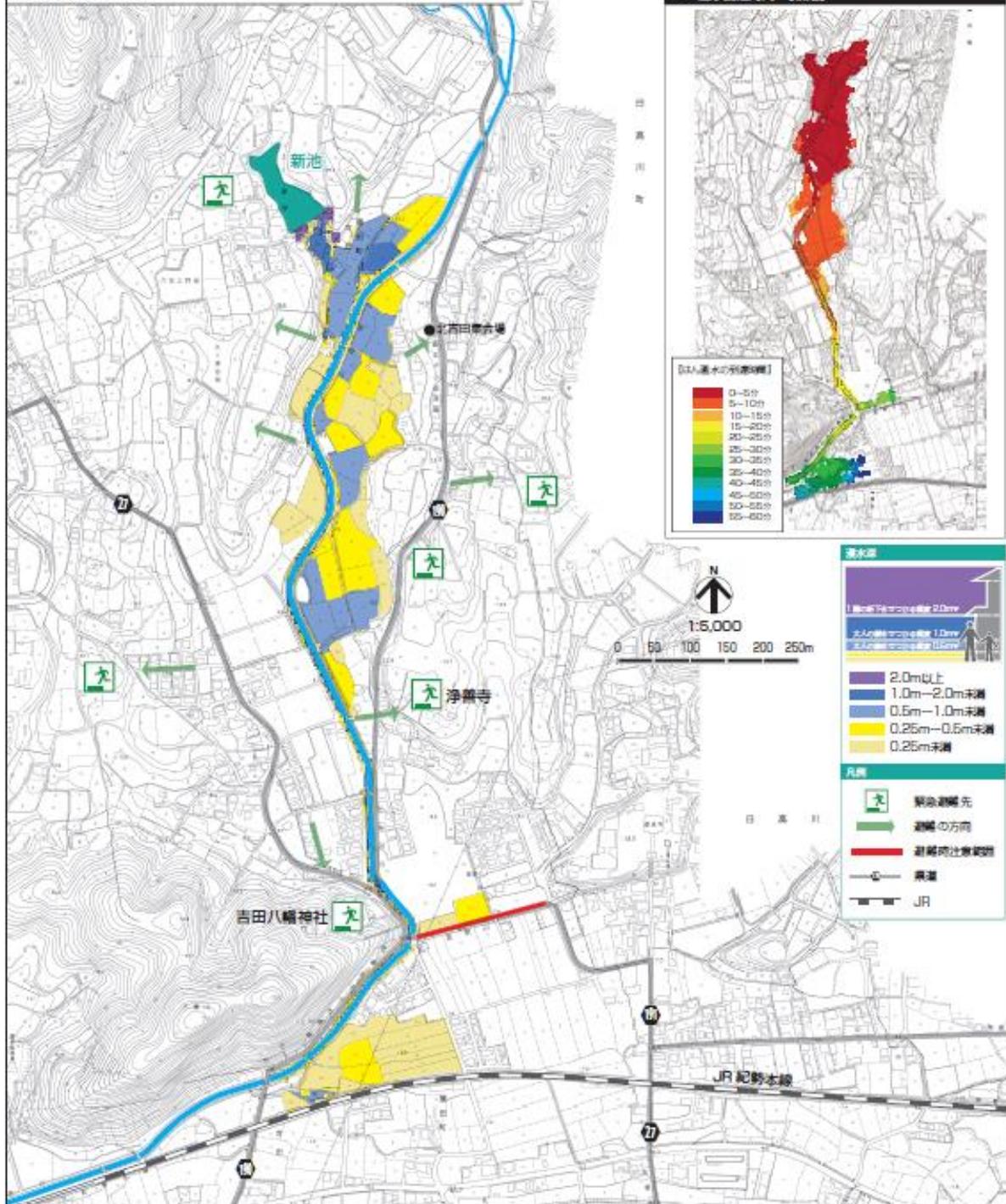


大雨時

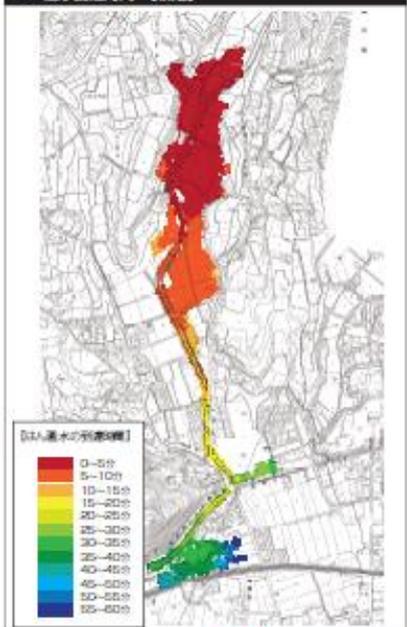
- 急激な水位上昇により、洪水が堤防を越えようとする場合
- 洪水が急激に増えた場合や洪水に湧きが生じた場合
- 堤防が陥没し、洪水が生じた場合

地震時 (震度4以上)

- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な洪水量の増加や洪水に湧きが生じた場合



はん濫水到達時間【新池】



【はん濫水の到達時間】

0-5分
5-10分
10-15分
15-20分
20-25分
25-30分
30-35分
35-40分
40-45分
45-50分
50-55分
55-60分

浸水深

2.0m以上
1.0m-2.0m未満
0.5m-1.0m未満
0.25m-0.5m未満
0.25m未満

凡例

- 緊急避難先
- 避難の方向
- 避難時注意範囲
- 県道
- JR

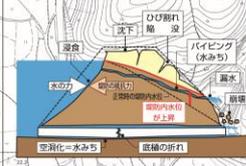


くぐつだに いけ 久々津谷池 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、久々津谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!



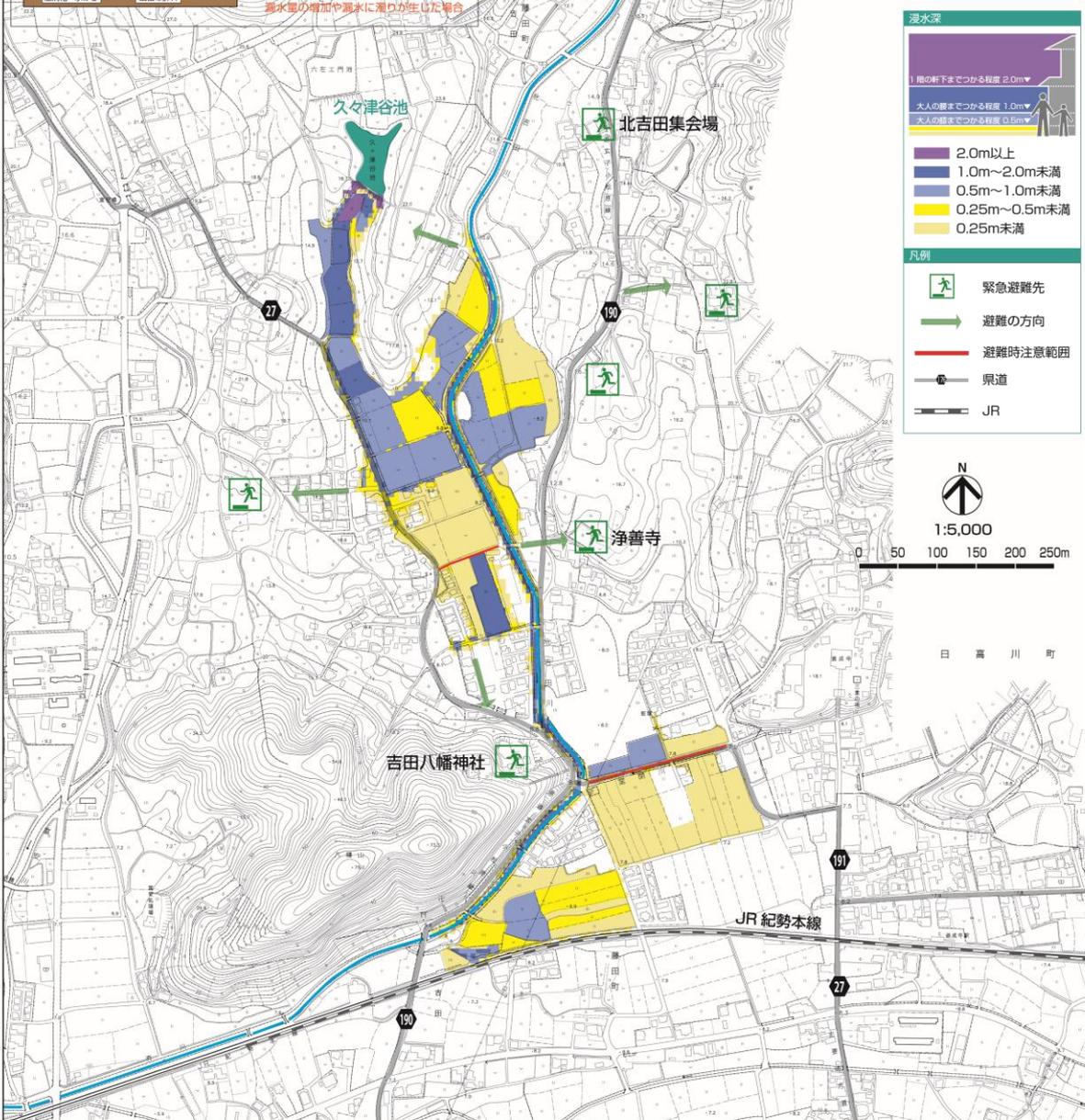
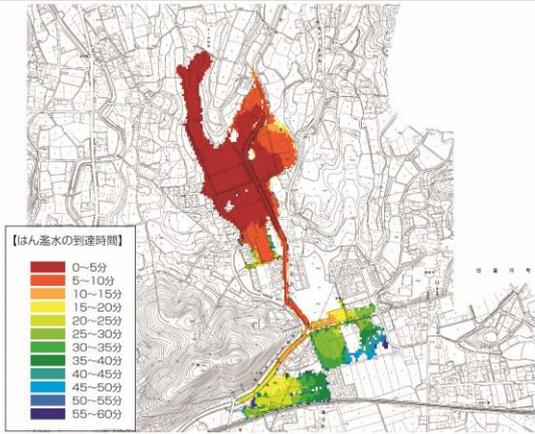
大雨時

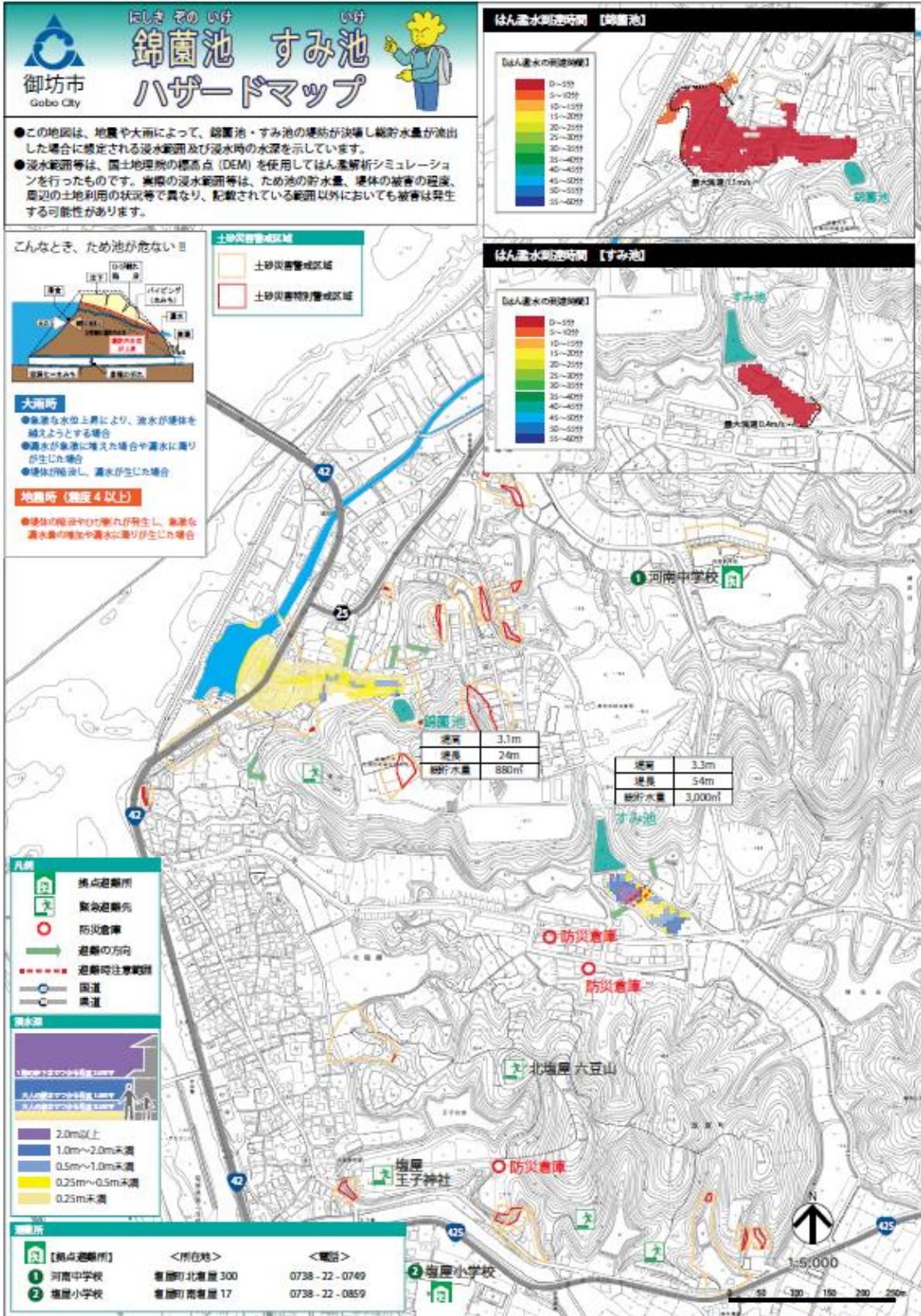
- 激激な水位上昇により、洪水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に湧きが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

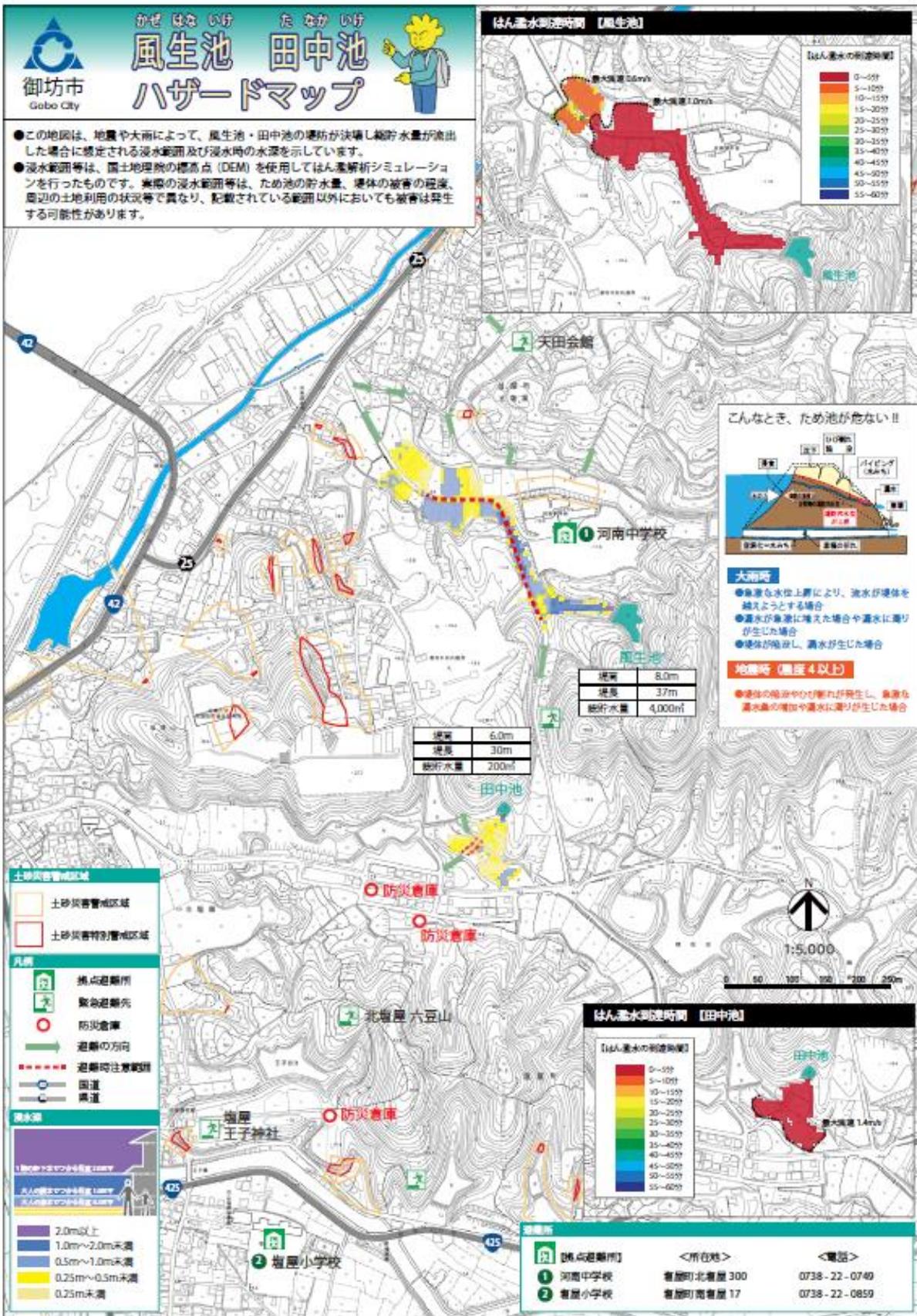
地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、激激な漏水量の増加や漏水に湧きが生じた場合

はん濫水到達時間【久々津谷池】







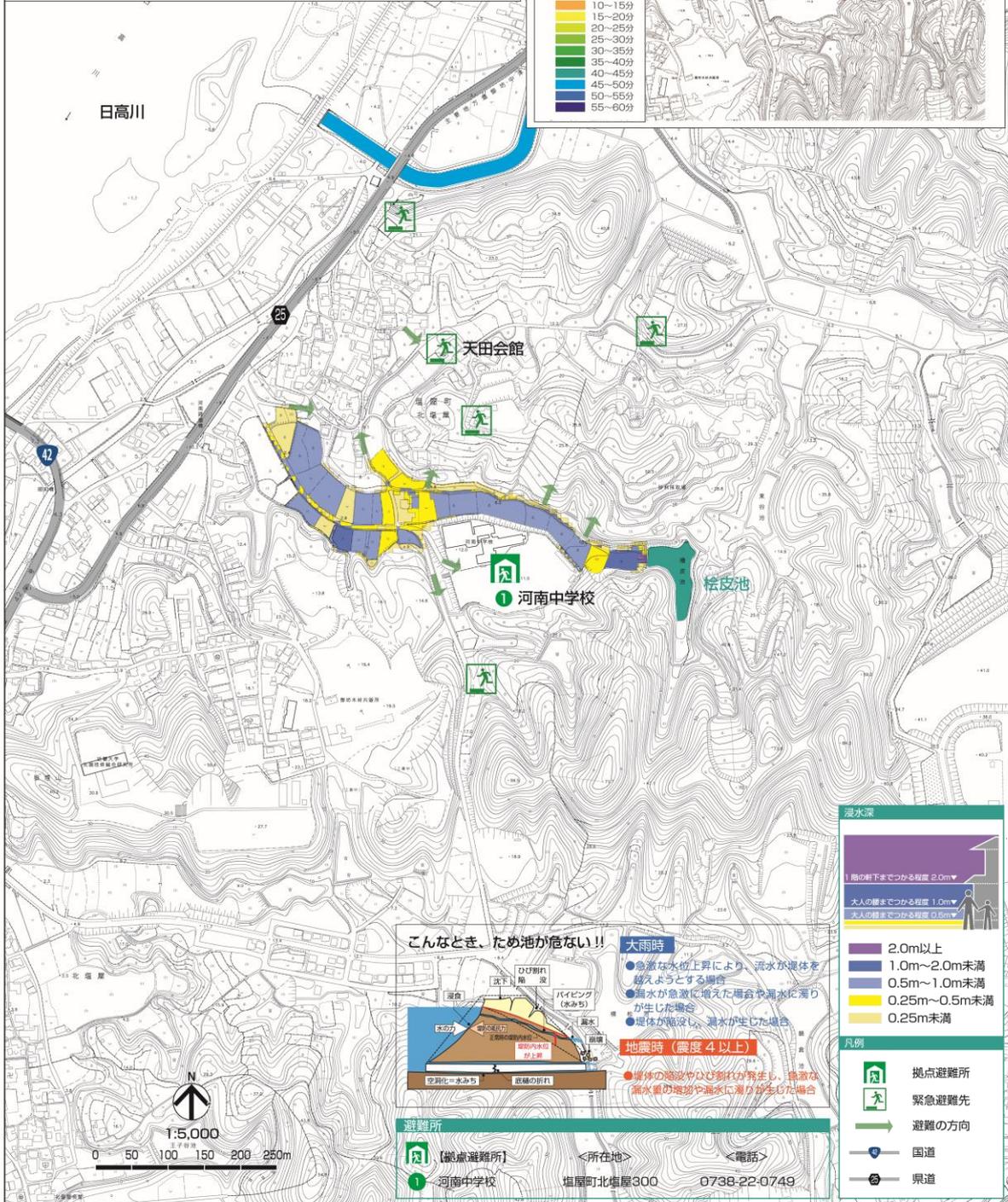
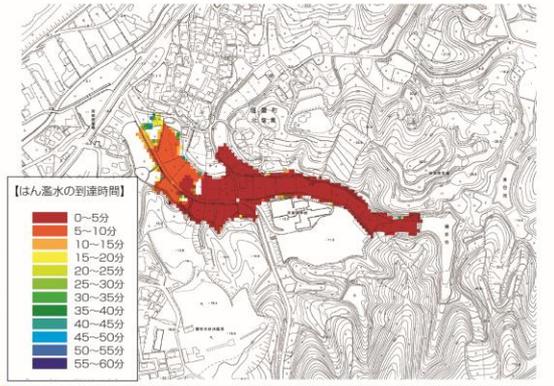


ひわだ いけ 椴皮池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、椴皮池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【椴皮池】



こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を侵食しようとする場合
 - 無水が急激に増えた場合や漏水化漏りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時 (震度4以上)**
- 堤体の揺れやひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水化漏りが生じた場合

浸水深

川の軒下までつかる程度 2.0m

大人の腰までつかる程度 1.0m

大人の膝までつかる程度 0.5m

- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

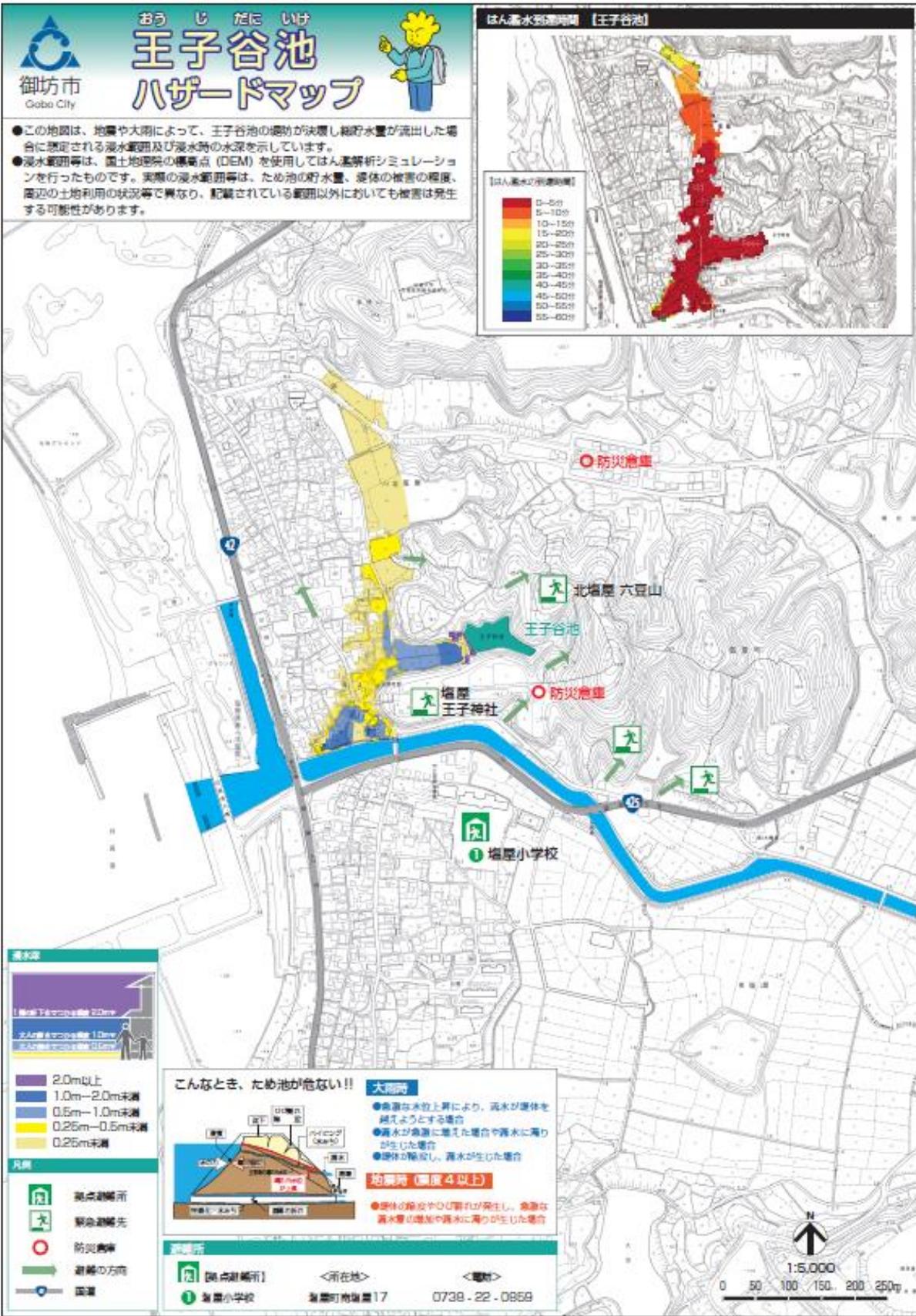
凡例

- 拠点避難所
- 緊急避難先
- 避難の方向
- 国道
- 県道

避難所

【拠点避難所】
1 河南中学校

所在地: 塩屋町北塩屋300
電話: 0738-22-0749





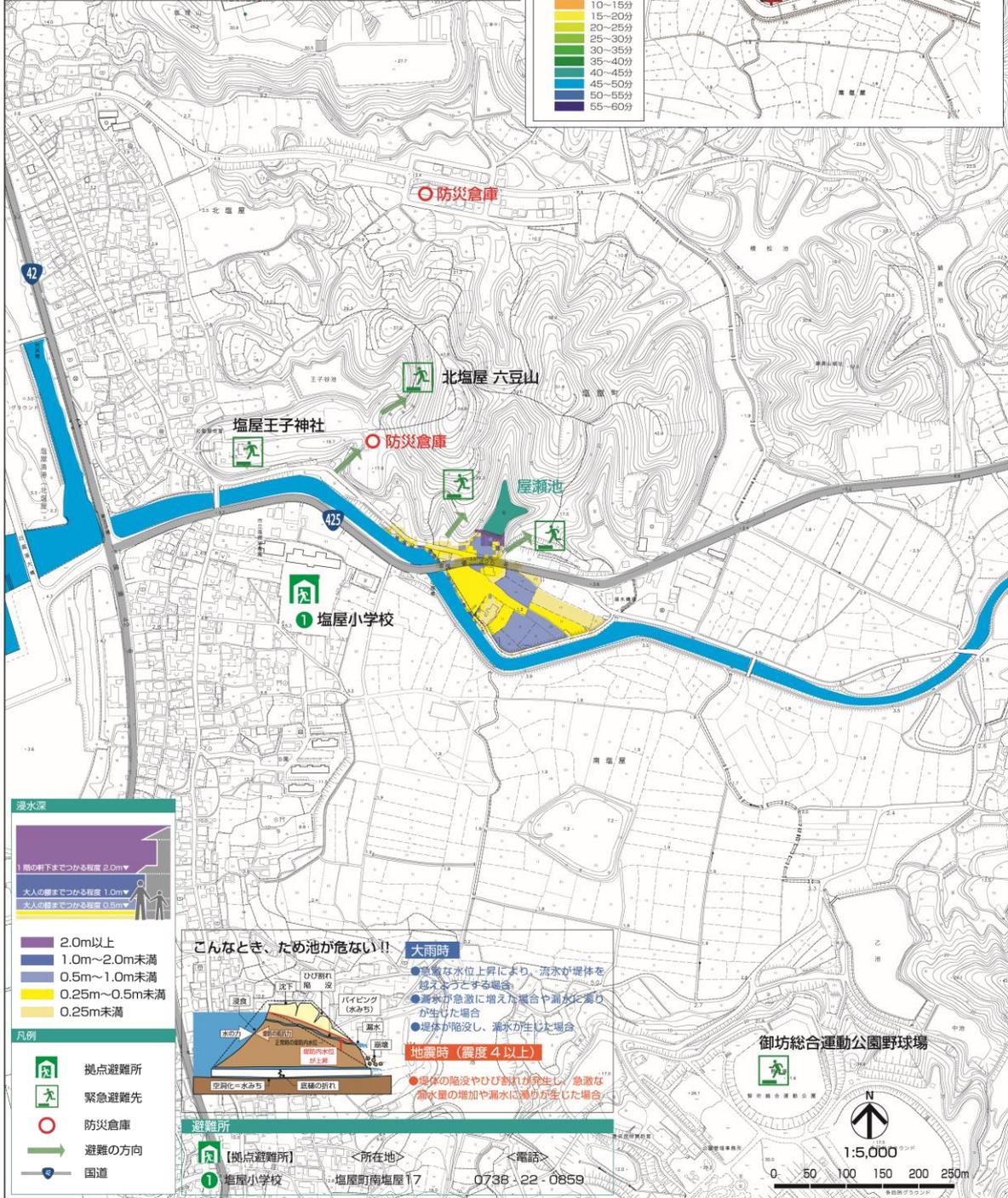
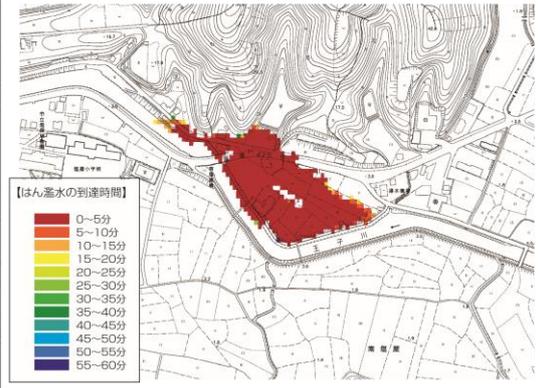
やぜいけ 屋瀬池

ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、屋瀬池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【屋瀬池】

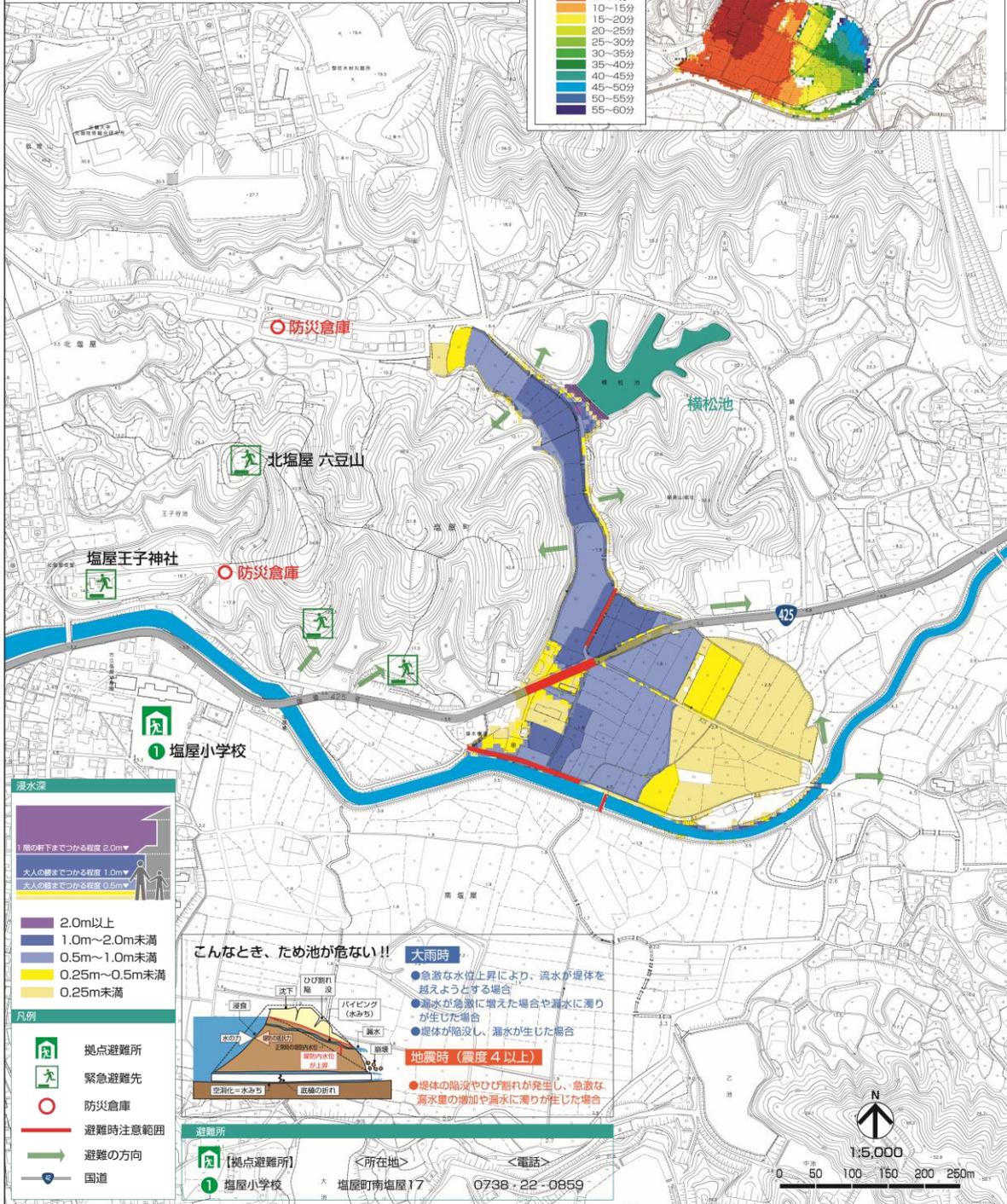
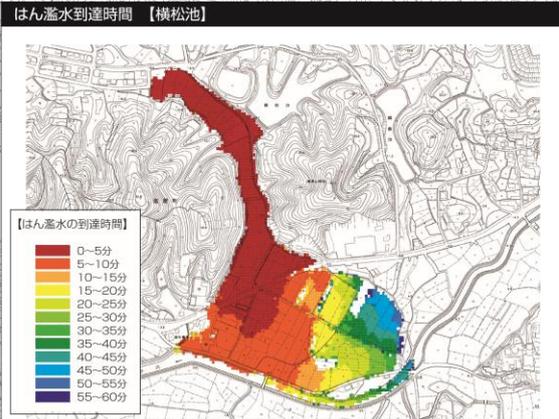




よこまつ いけ
横松池
ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、横松池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



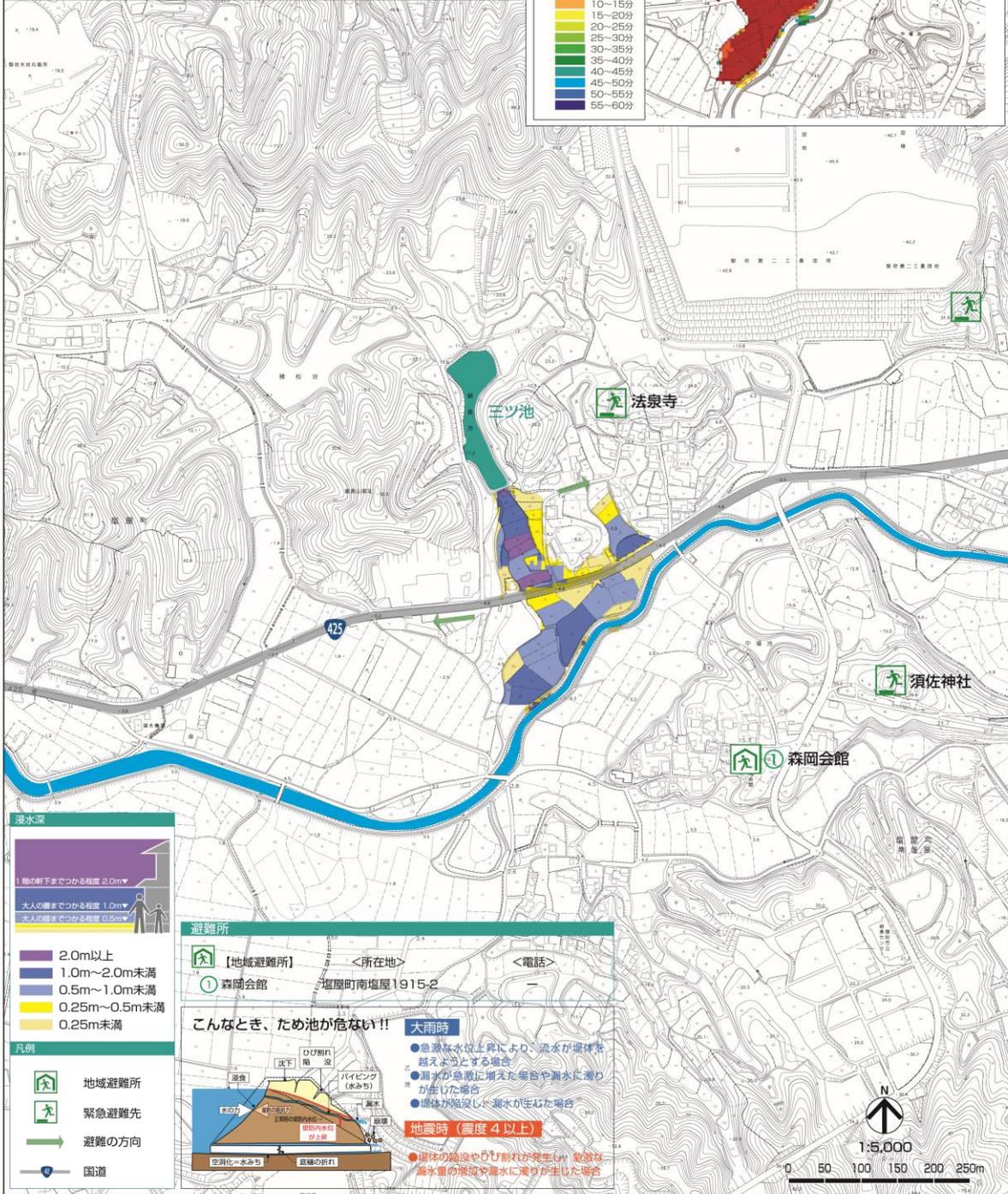
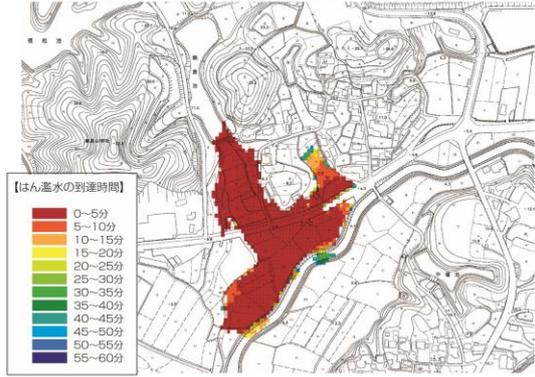


みっけ 三ツ池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、三ツ池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【三ツ池】



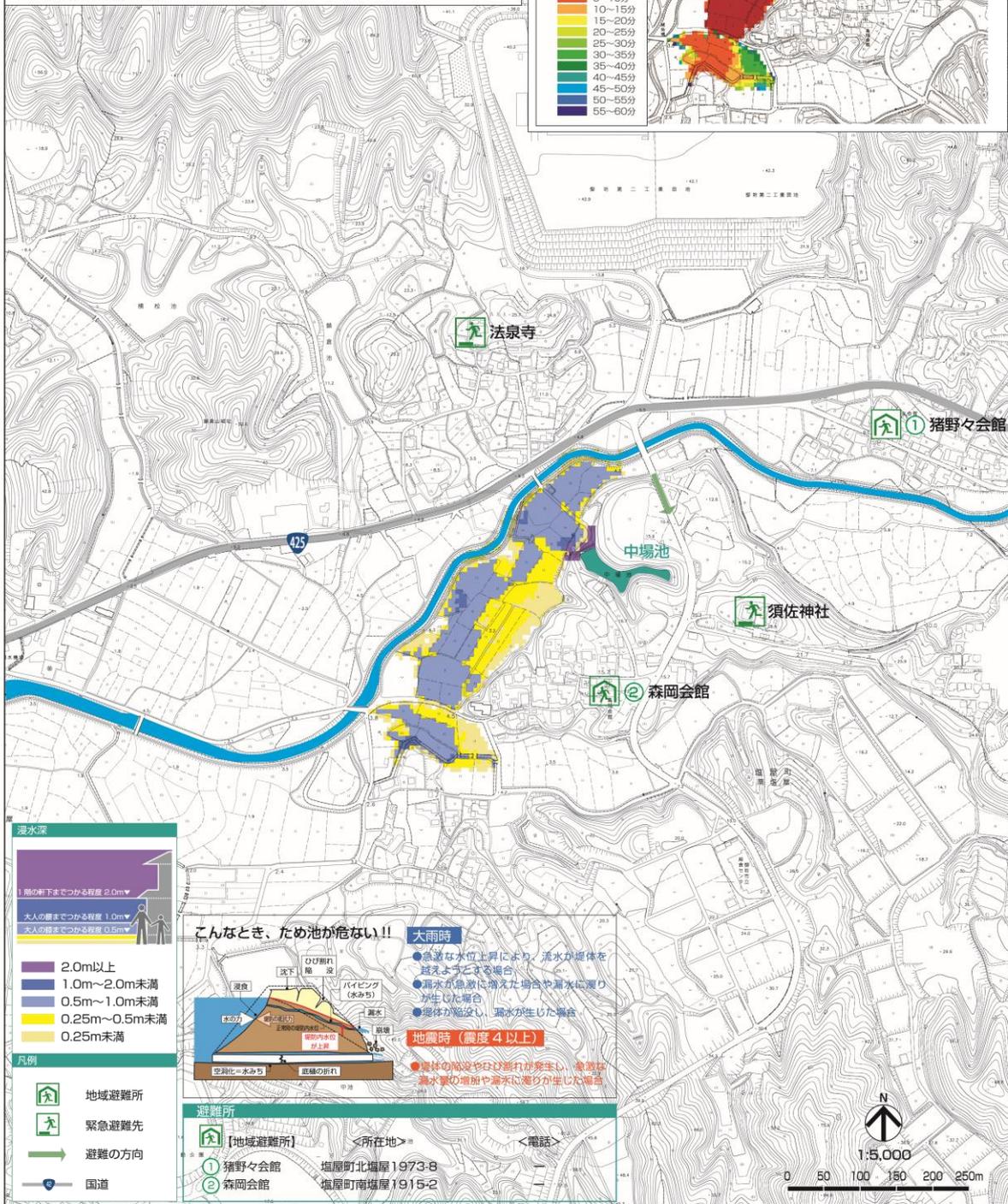
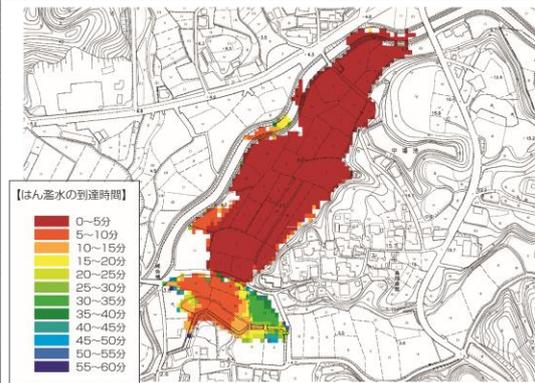


なか ぼ いけ
中場池
ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、中場池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【中場池】

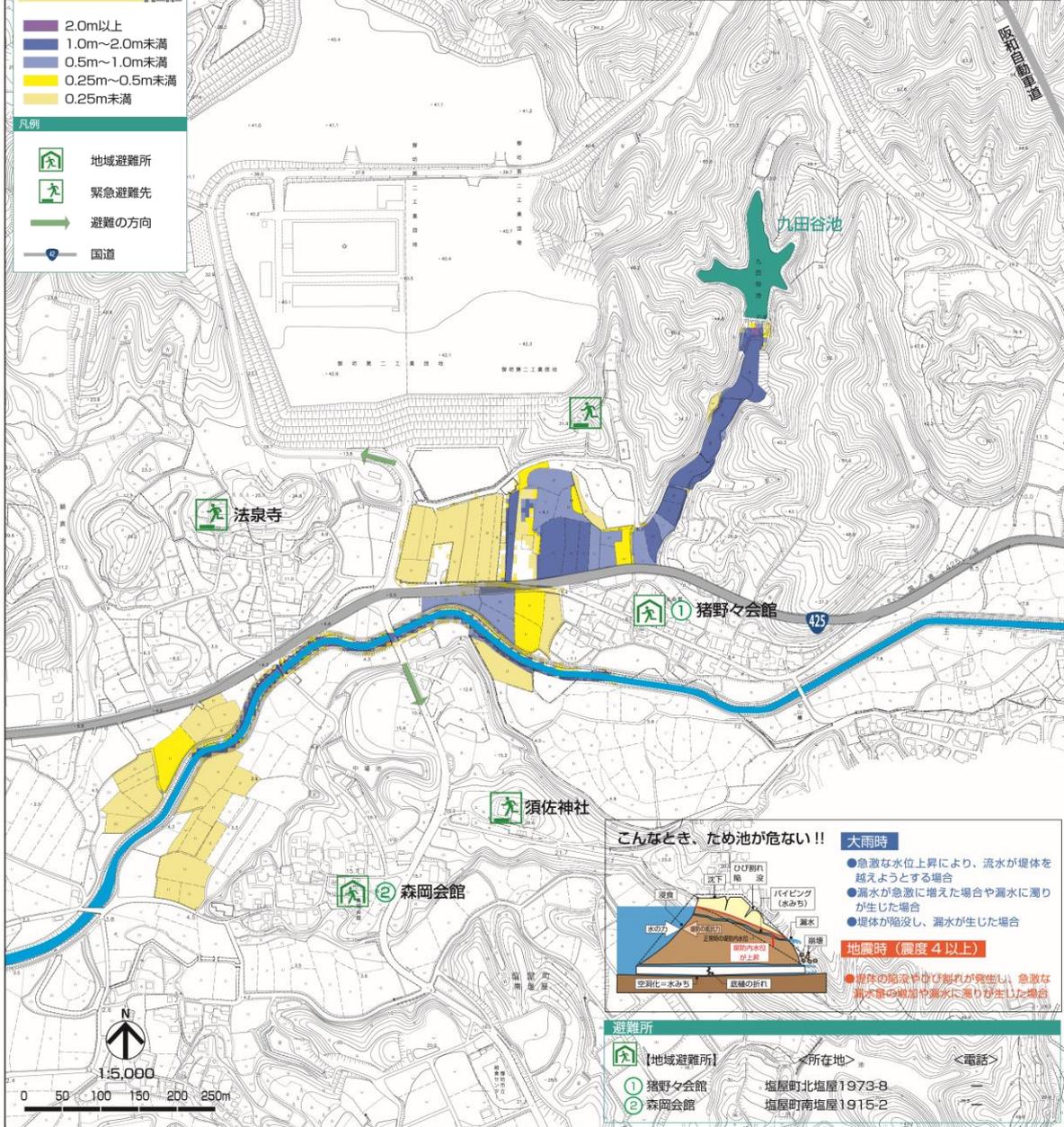
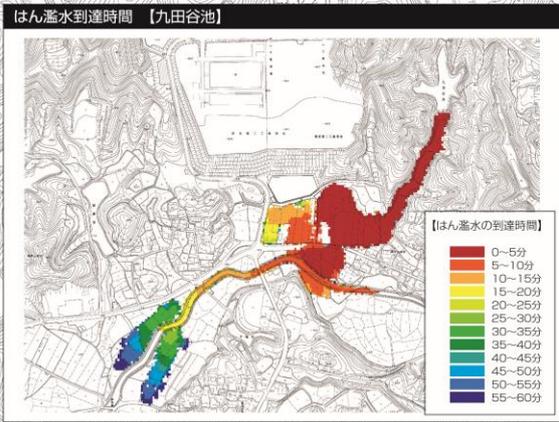
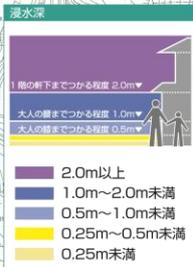




く た だ に い け
九田谷池
ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって九田谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

避難所

【地域避難所】

- ① 猪野々会館
- ② 森岡会館

所在地

塩屋町北塩屋1973-8
 塩屋町南塩屋1915-2

電話

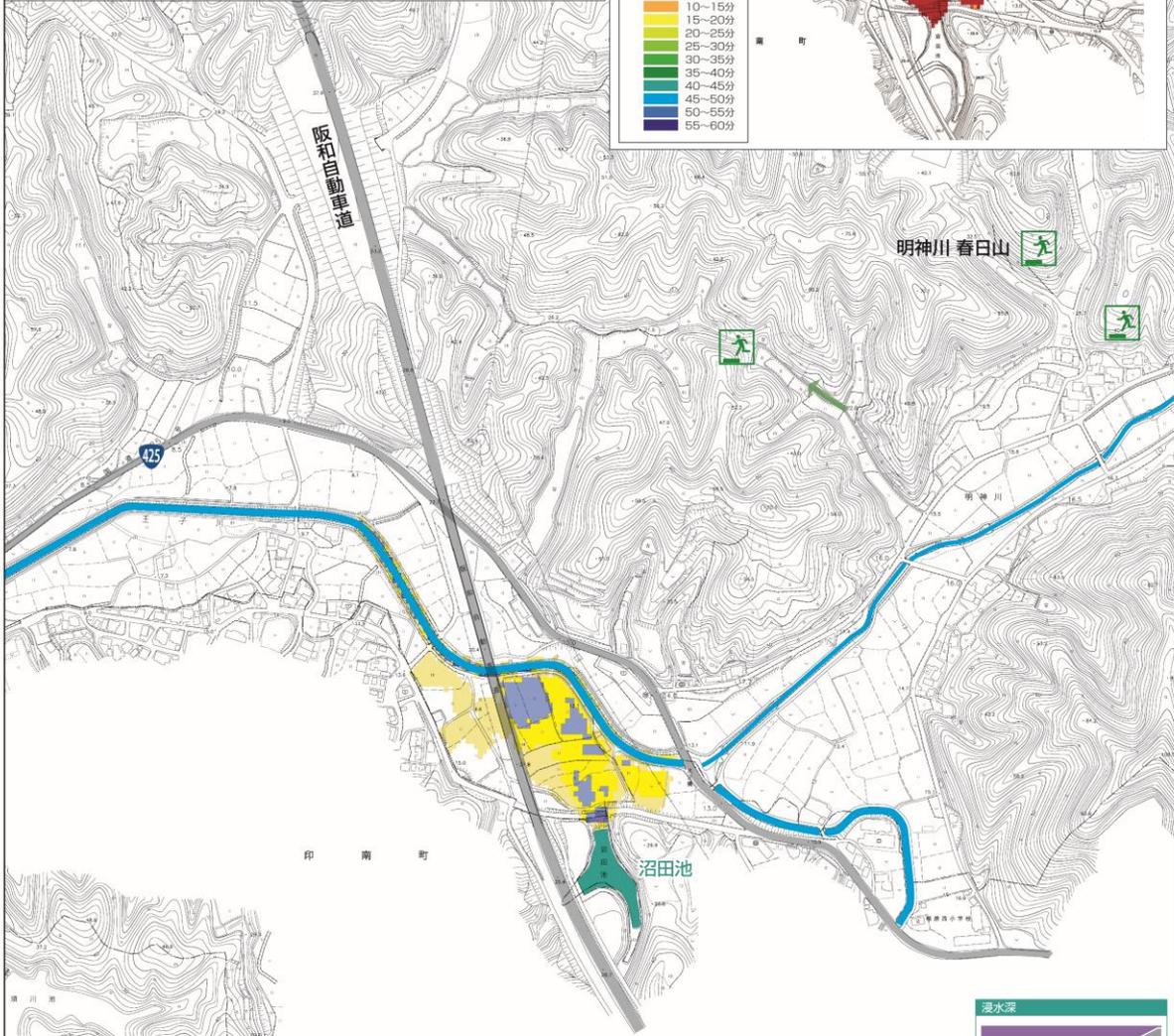
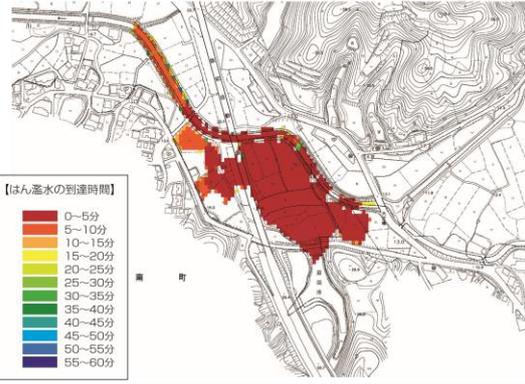


めま た いけ
沼田池
ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、沼田池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

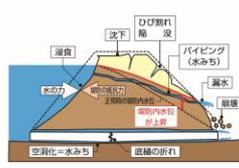
はん濫水到達時間【沼田池】



1:5,000



こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に溺りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時(震度4以上)**
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に溺りが生じた場合

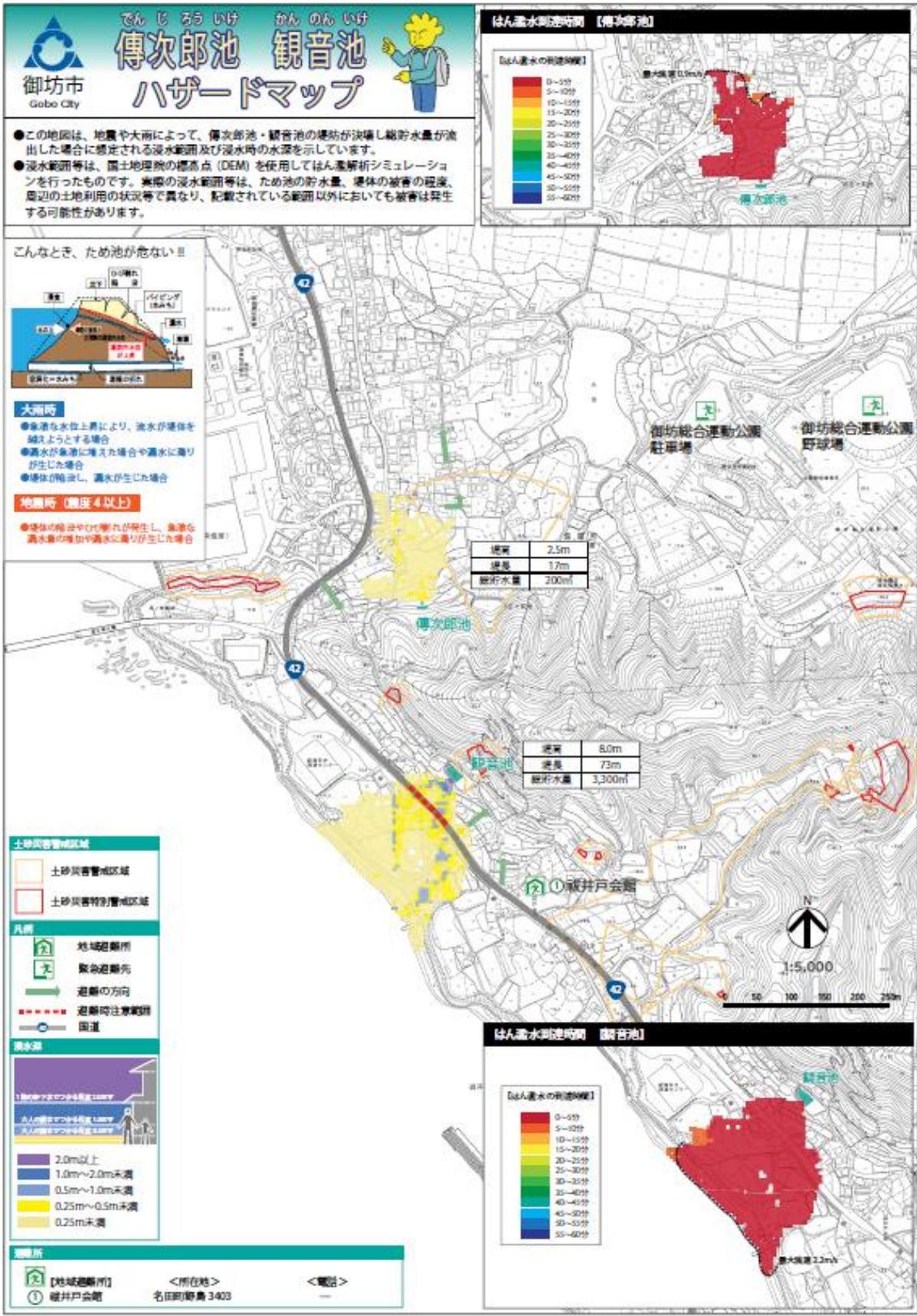
浸水深

1階の軒下までつかる程度 2.0m▼
大人の膝までつかる程度 1.0m▼
大人の膝までつかる程度 0.5m▼

2.0m以上
1.0m~2.0m未満
0.5m~1.0m未満
0.25m~0.5m未満
0.25m未満

凡例

- 緊急避難先
- 避難の方向
- 国道

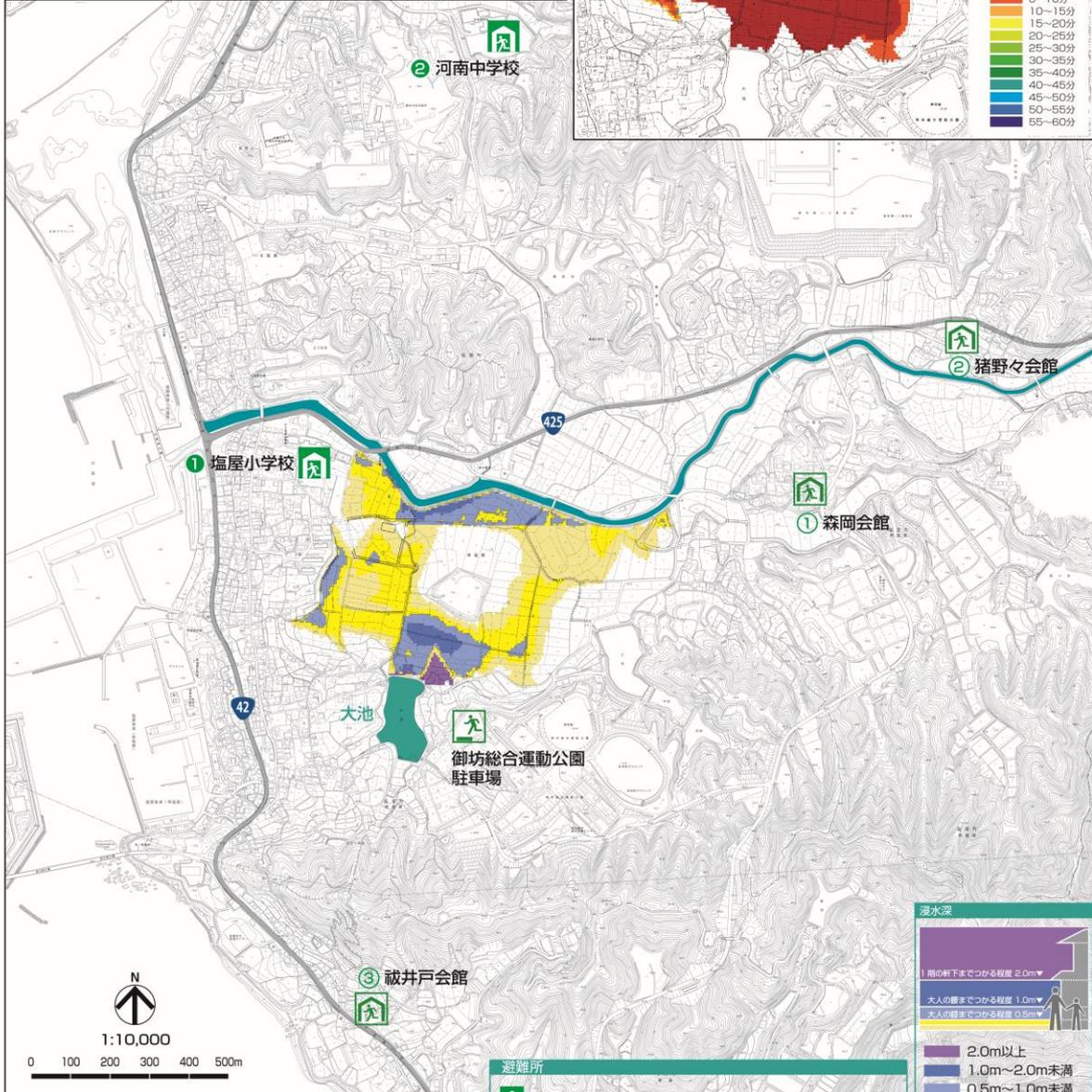
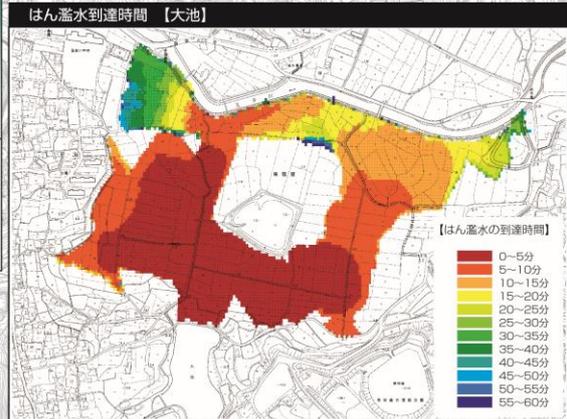




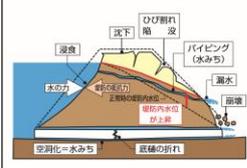
お いけ 大池 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、大池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時（震度4以上）**
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

避難所		
【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
1 塩屋小学校	塩屋町南塩屋17	0738-22-0859
2 河南中学校	塩屋町北塩屋300	0738-22-0749
【地域避難所】		
	<所在地>	<電話>
1 森岡会館	塩屋町南塩屋1915-2	—
2 猪野々会館	塩屋町北塩屋1973-8	—
3 誠井戸会館	名田町野島3403	—

浸水深

■ 階の軒下までつかる程度 2.0m▼

■ 大人の膝までつかる程度 1.0m▼

■ 大人の股までつかる程度 0.5m▼

- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

凡例

- 拠点避難所
- 地域避難所
- 緊急避難先
- 国道

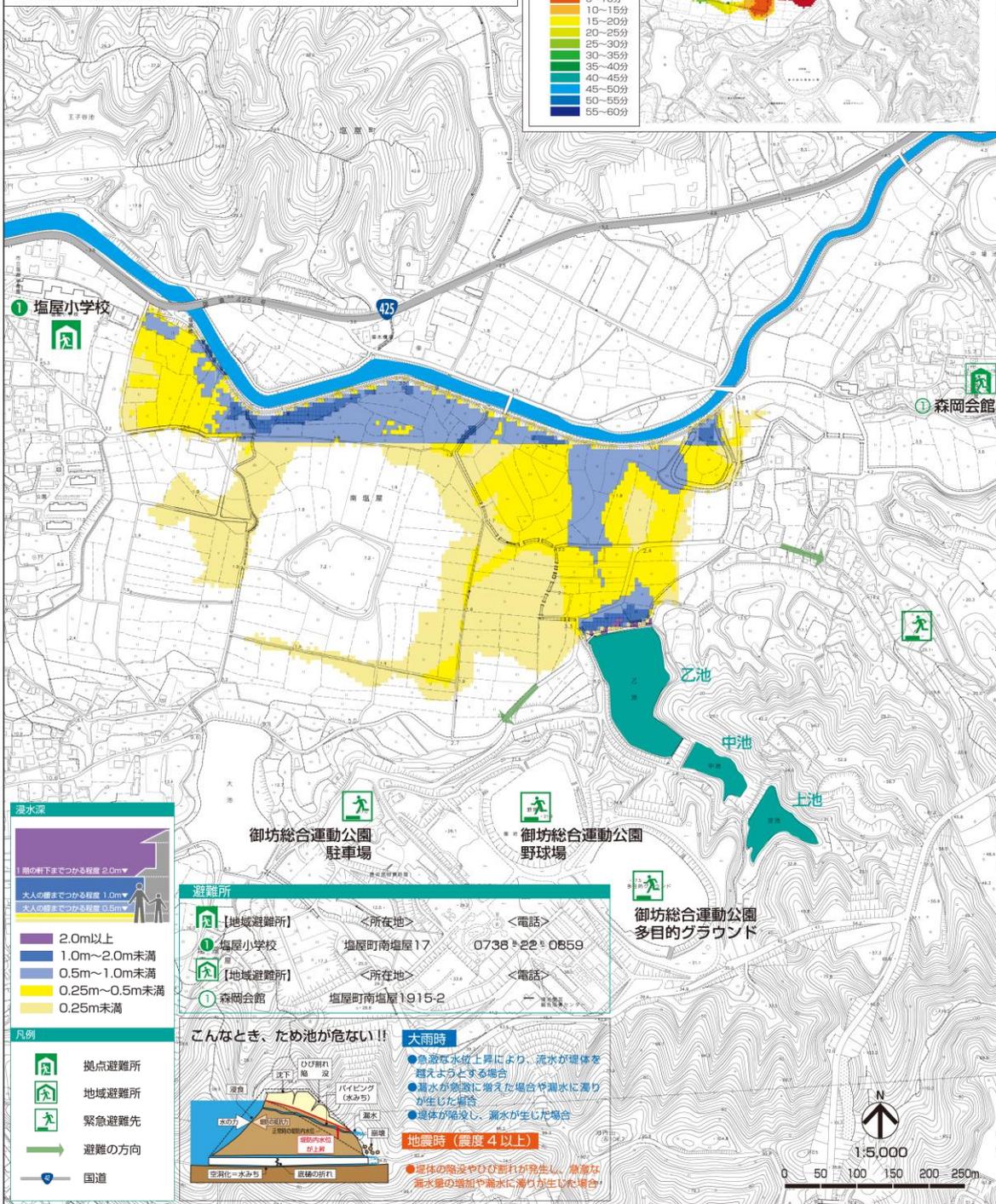
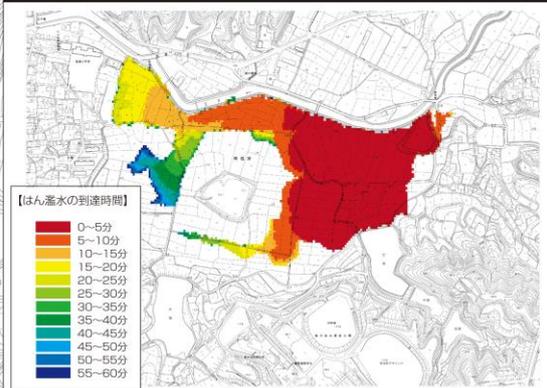


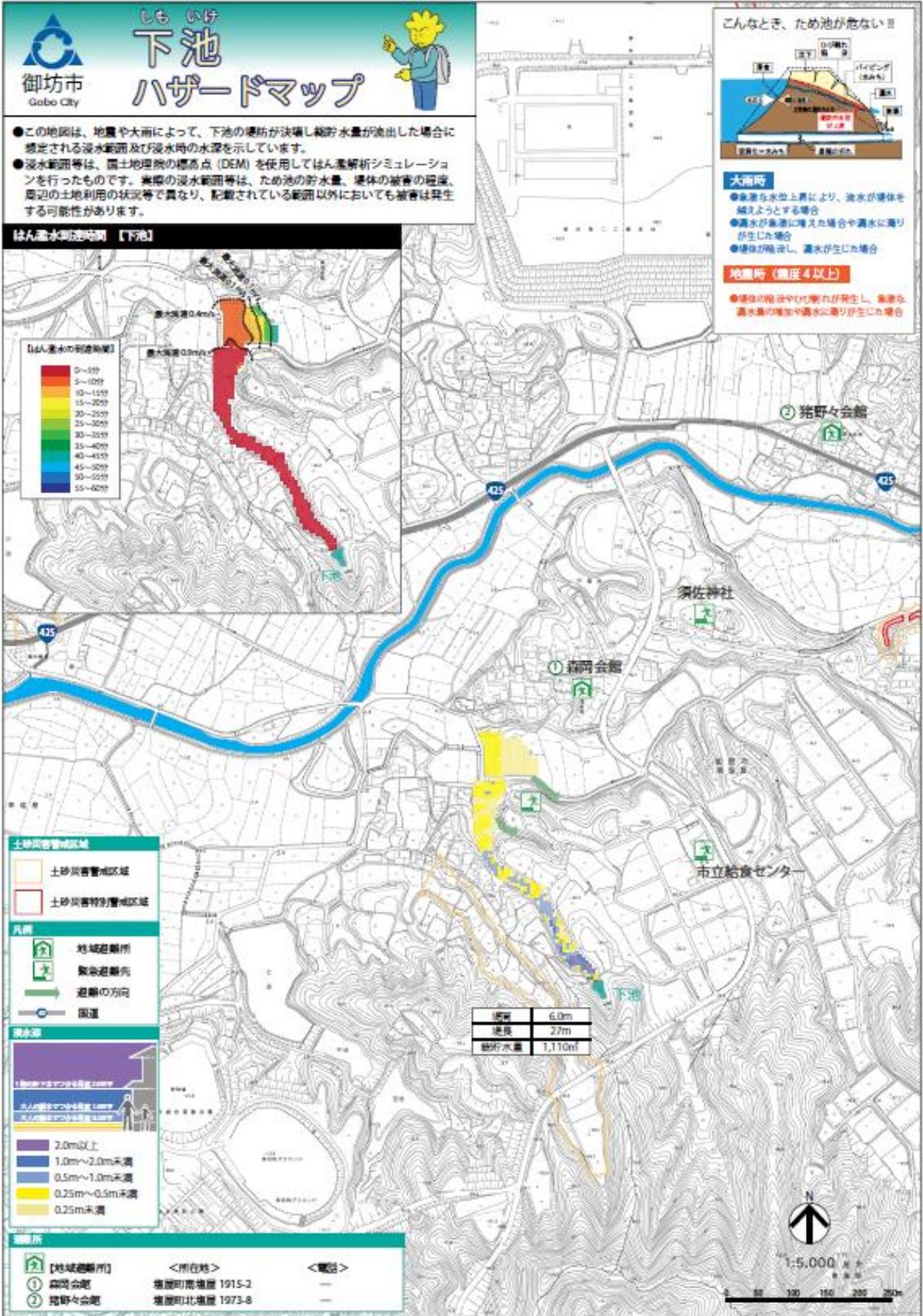
おと いけ なか いけ かみ いけ
乙池 中池 上池
ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、乙池、中池、上池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【乙池 中池 上池】





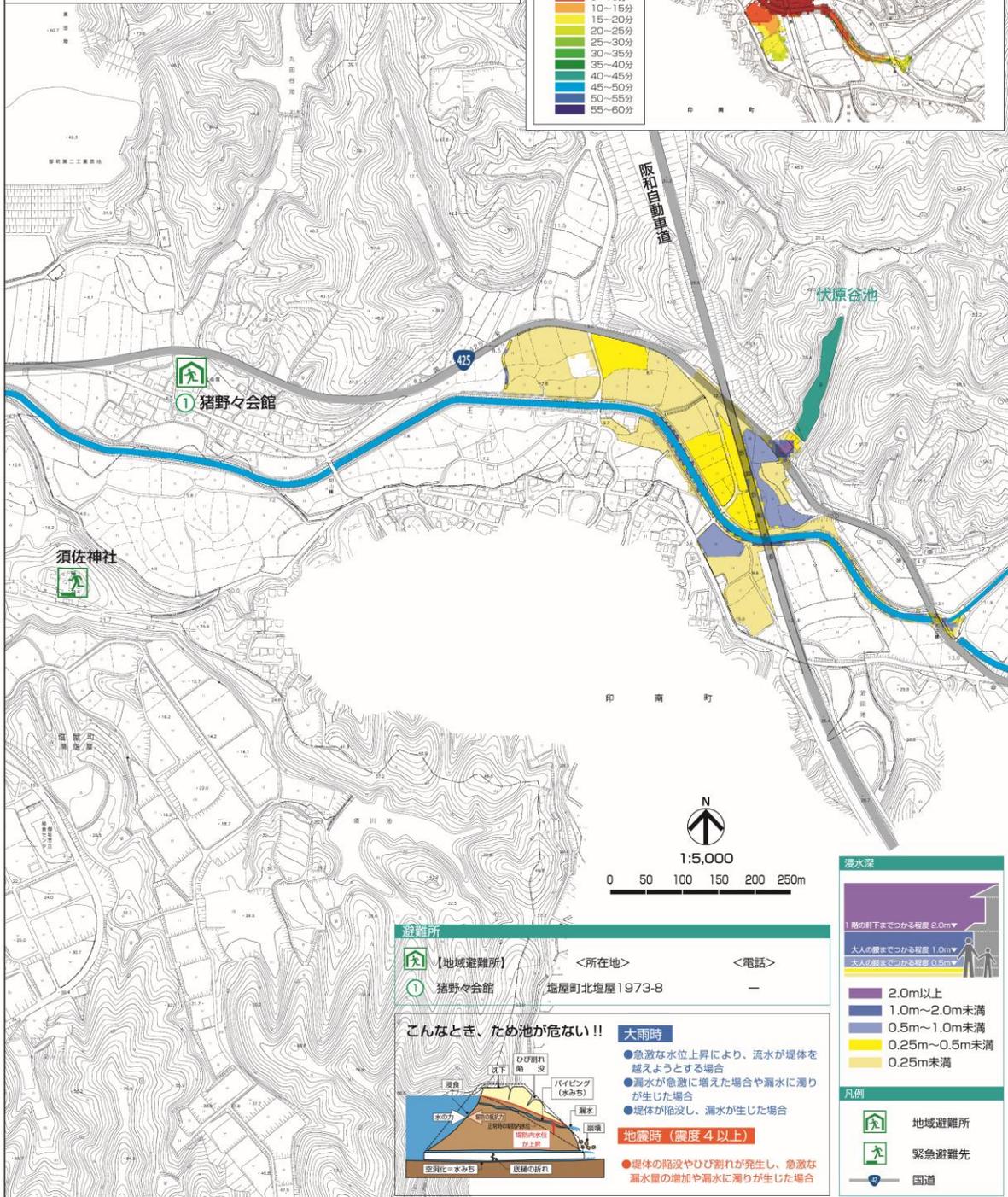
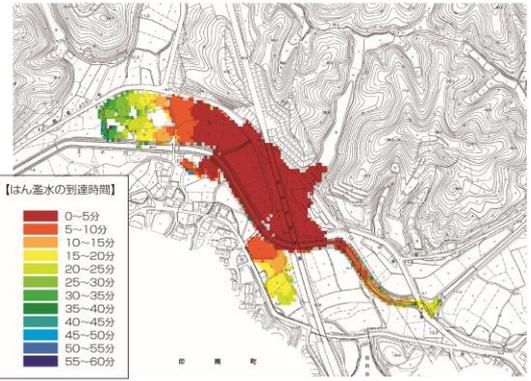


伏原谷池 ハザードマップ



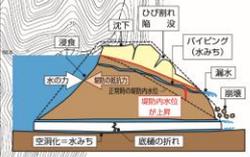
- この地図は、地震や大雨によって、伏原谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【伏原谷池】



避難所	<所在地>	<電話>
【地域避難所】 ① 猪野々会館	塩屋町北塩屋1973-8	-

こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時 (震度 4 以上)**
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

浸水深

- 1 階の軒下までつかる程度 2.0m
- 大人の腰までつかる程度 1.0m
- 大人の膝までつかる程度 0.5m

凡例

- 地域避難所
- 緊急避難先
- 国道

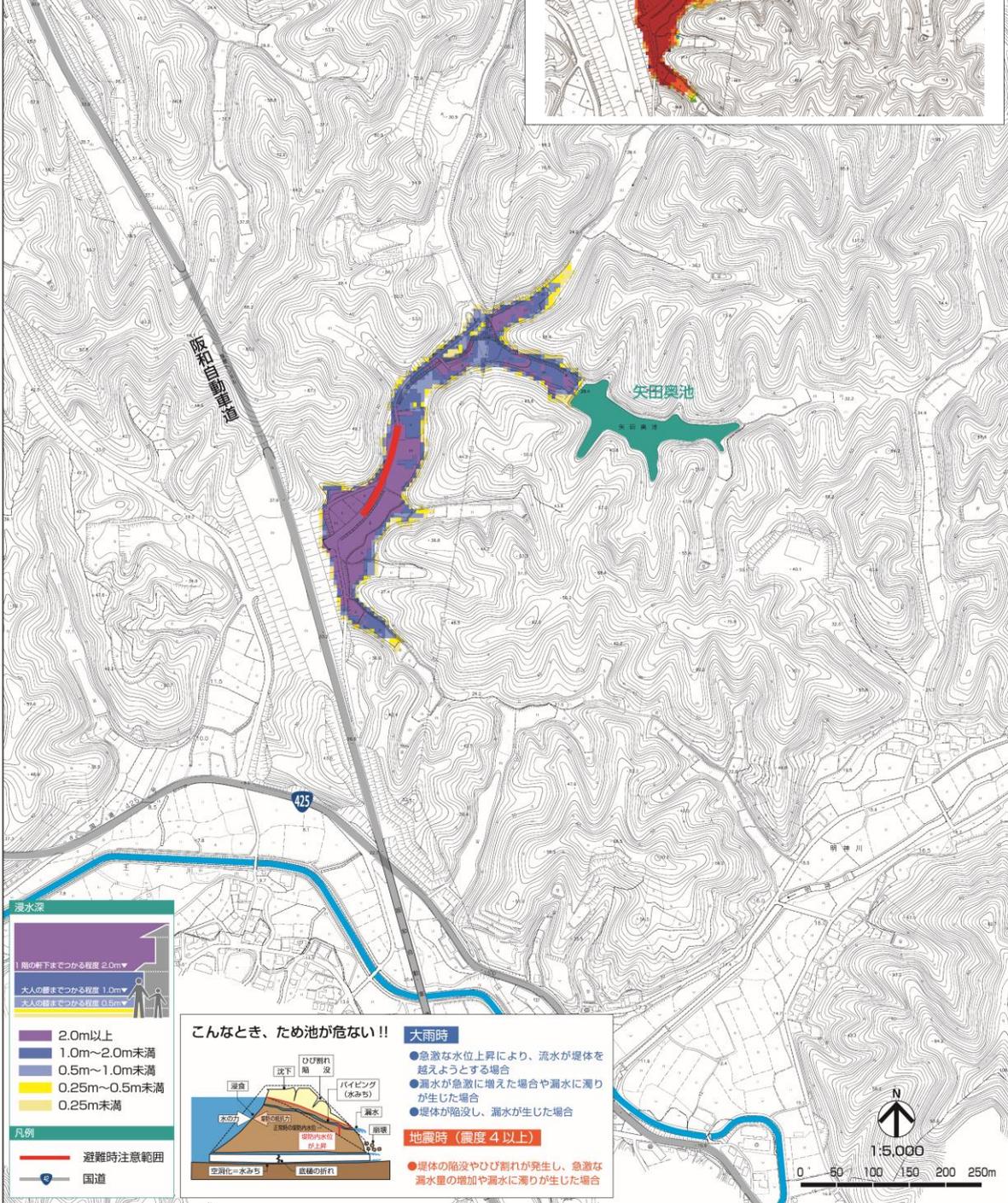
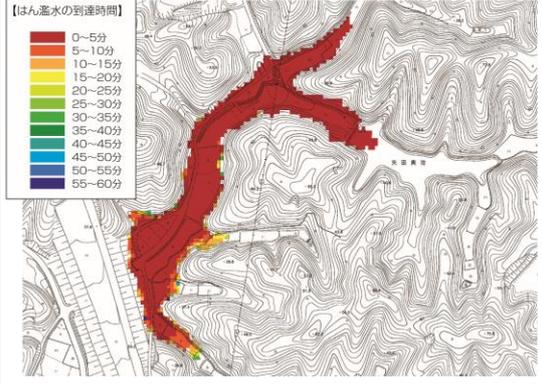
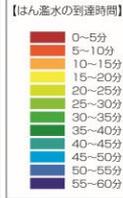


や た お く い け
矢田奥池
ハザードマップ

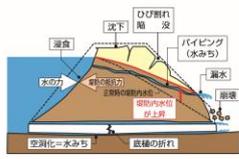


●この地図は、地震や大雨によって、矢田奥池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【矢田奥池】



こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が増加した場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度4以上)

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合





ひがし やま いけ

東山池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、東山池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

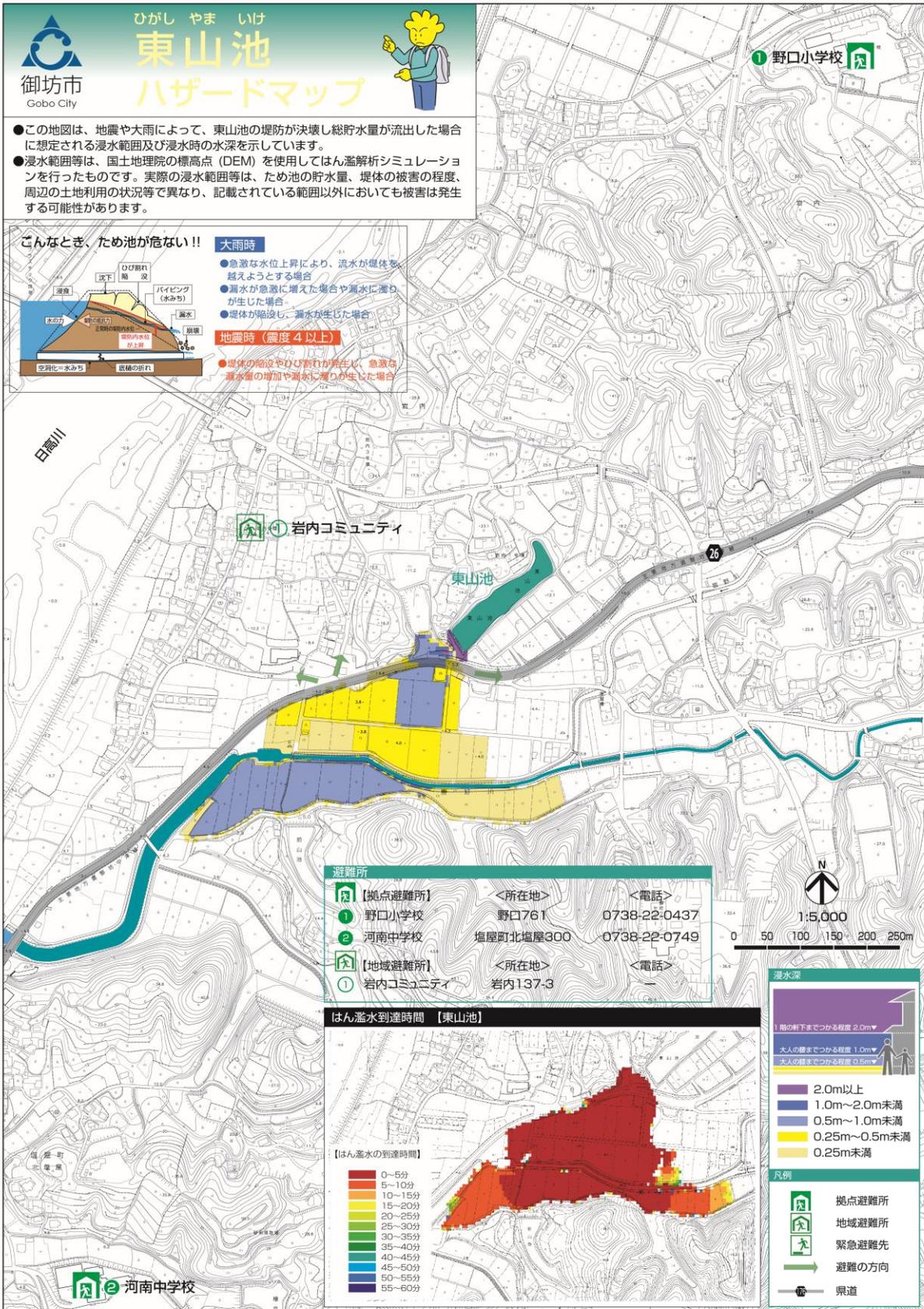


大雨時

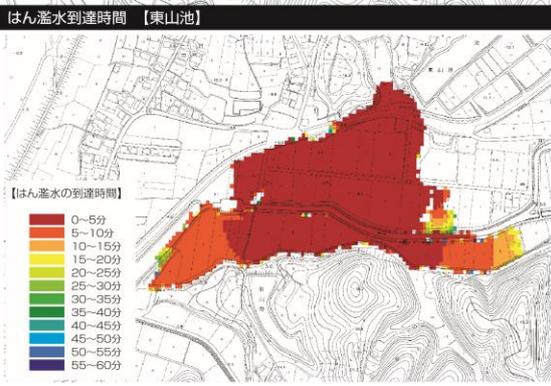
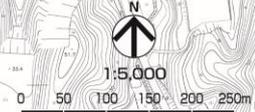
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に湧りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に湧りが生じた場合



避難所		
【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 野口小学校	野口761	0738-22-0437
② 河南中学校	堀屋町北塩屋300	0738-22-0749
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 岩内コミュニティ	岩内137-3	



浸水深

- 1階の軒下までつかる程度 2.0m
- 大人の膝までつかる程度 1.0m
- 大人の股までつかる程度 0.5m

- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

凡例

- 拠点避難所
- 地域避難所
- 緊急避難先
- 避難の方向
- 県道



楠木谷池 ハザードマップ

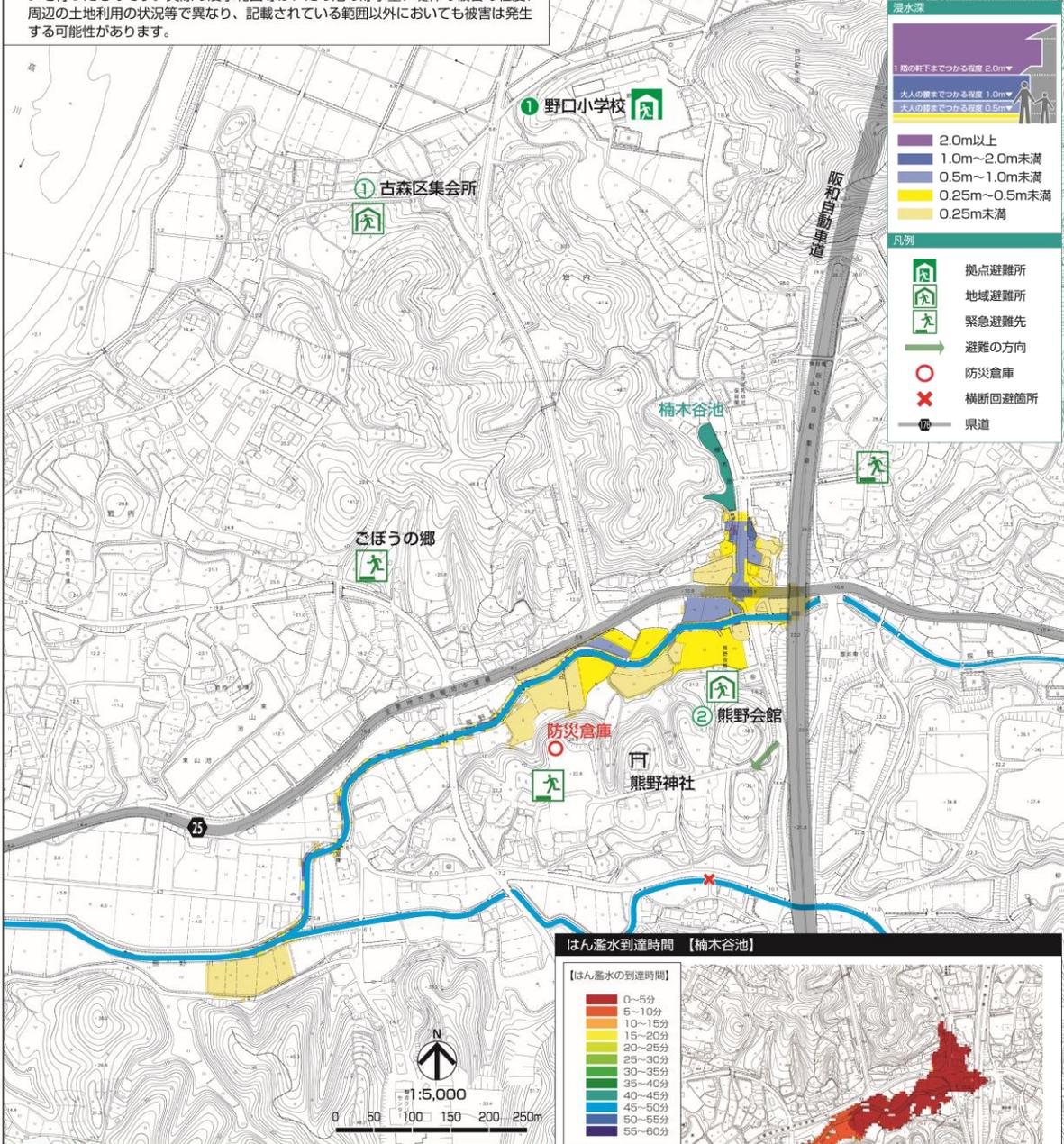


●この地図は、地震や大雨によって、楠木谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

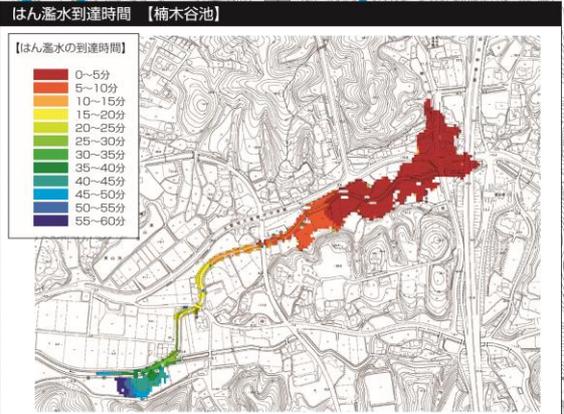
こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤防を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に湧りが生じた場合
 - 堤防が決壊し、漏水が生じた場合
- 地震時（震度4以上）**
- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な蓄水量の増加や漏水に湧りが生じた場合



避難所		
【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 野口小学校	野口761	0738-22-0437
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 古森区集会所	野口841-2	
② 熊野会館	熊野988-42	0738-23-3903





うしろ だに いけ 後谷池 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、後谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 満水が急激に増えた場合や漏水に湧りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度 4 以上)

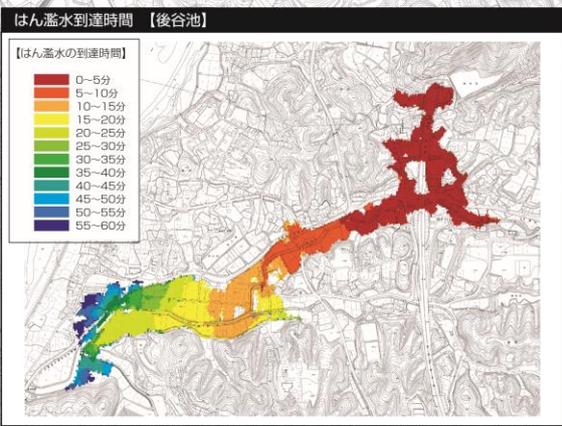
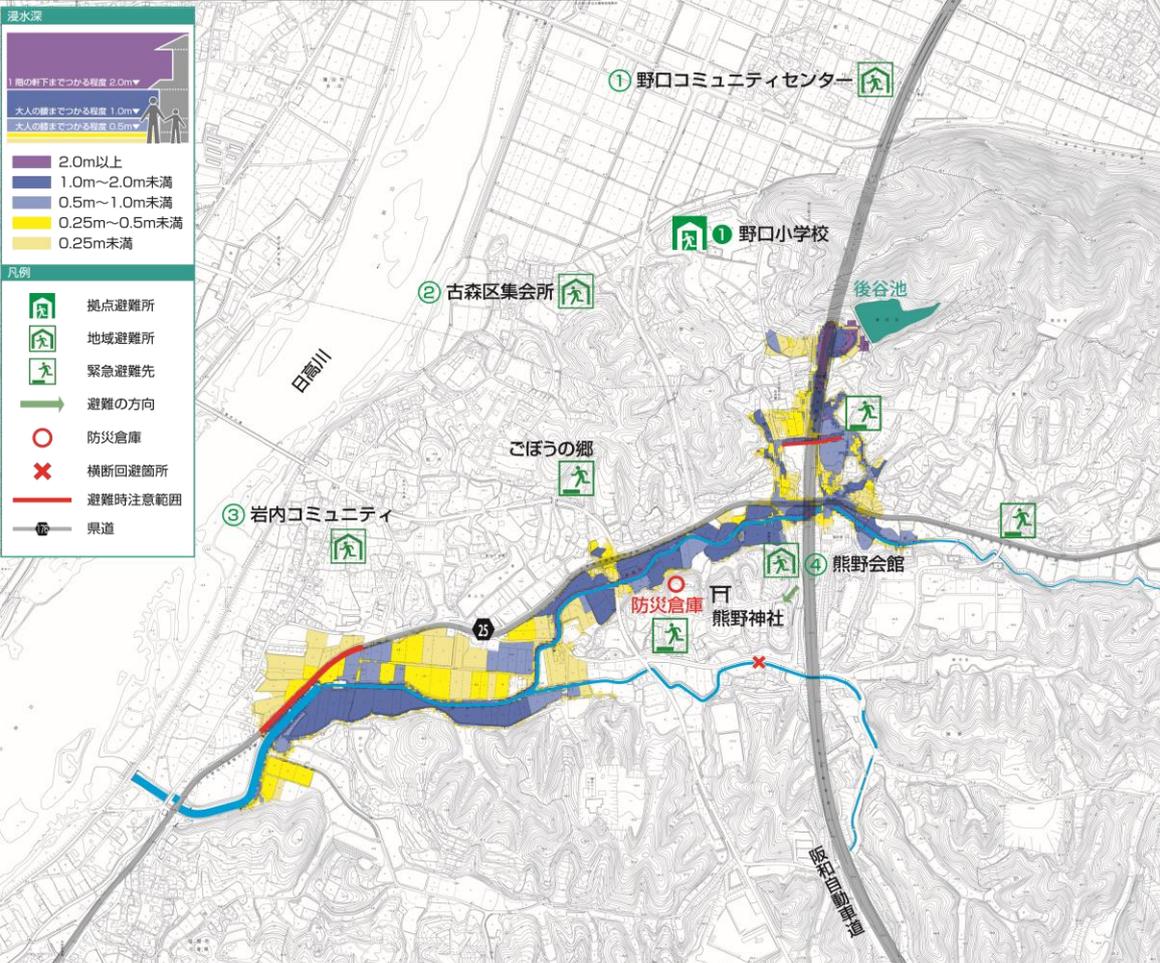
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な貯水量の増加や漏水に湧りが生じた場合

浸水深

- 1階の軒下までつかる程度 2.0m
- 大人の腰までつかる程度 1.0m
- 大人の膝までつかる程度 0.5m

凡例

- 🏠 拠点避難所
- 🏠 地域避難所
- 🏠 緊急避難先
- ➡ 避難の方向
- 📍 防災倉庫
- ✖ 横断回避箇所
- 🚧 避難時注意範囲
- 🛣 県道



避難所		
【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 野口小学校	野口761	0738-22-0437
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 野口コミュニティセンター	野口254	0738-24-2270
② 古森区集会所	野口841-2	—
③ 岩内コミュニティ	岩内137-3	—
④ 熊野会館	熊野988-42	0738-23-3903



●この地図は、地震や大雨によって、柳谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
 ●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濘解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



浸水深

■ 膝の軒下までつかれる程度 2.0m

■ 大人の膝までつかれる程度 1.0m

■ 大人の股までつかれる程度 0.5m

■ 2.0m以上

■ 1.0m~2.0m未満

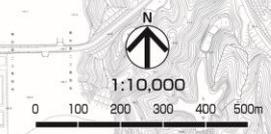
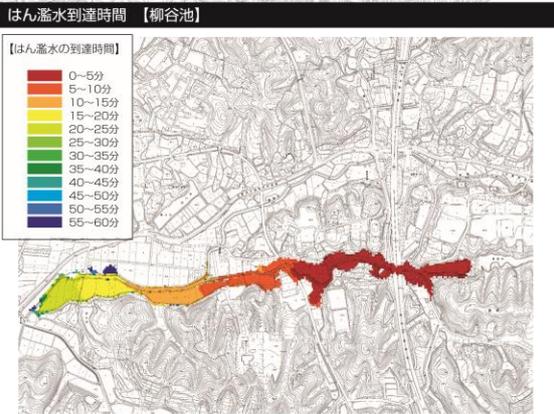
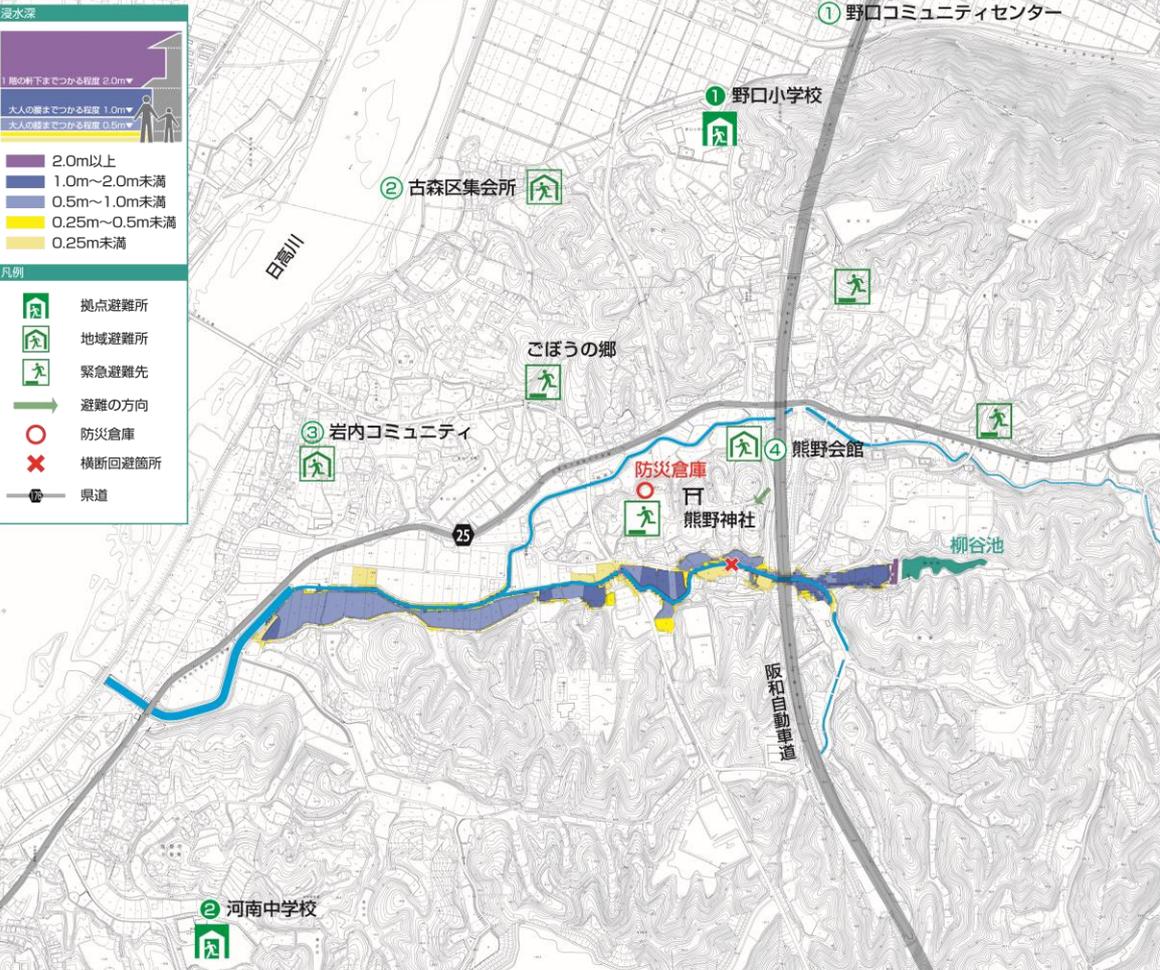
■ 0.5m~1.0m未満

■ 0.25m~0.5m未満

■ 0.25m未満

凡例

- 🏠 拠点避難所
- 🏠 地域避難所
- 🏠 緊急避難先
- ➡ 避難の方向
- 📍 防災倉庫
- ✖ 横断回避箇所
- 🛣️ 県道



避難所

【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 野口小学校	野口761	0738-22-0437
② 河南中学校	塩屋町北塩屋300	0738-22-0749
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 野口コミュニティセンター	野口254	0738-24-2270
② 古森区集会所	野口841-2	—
③ 岩内コミュニティ	岩内137-3	—
④ 熊野会館	熊野988-42	0738-23-3903

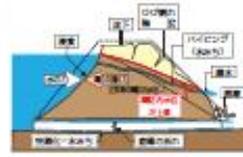


扇谷池 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、扇谷池の堤防が決壊し貯水が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
 ●浸水範囲等は、国土院の標高点 (DEM) を使用してはん流解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 貯水が急激に増えた場合や降水に湧きが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度 4以上)

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な貯水量の増減や漏水に湧きが生じた場合

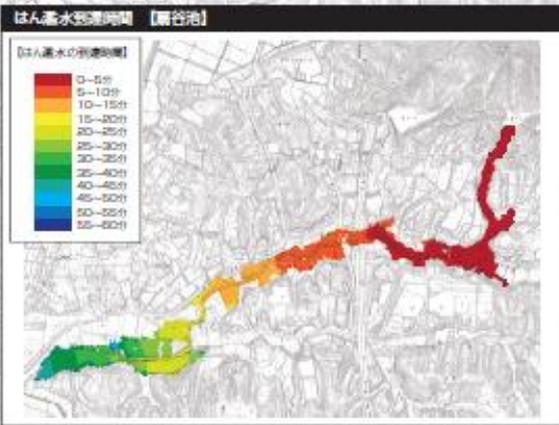
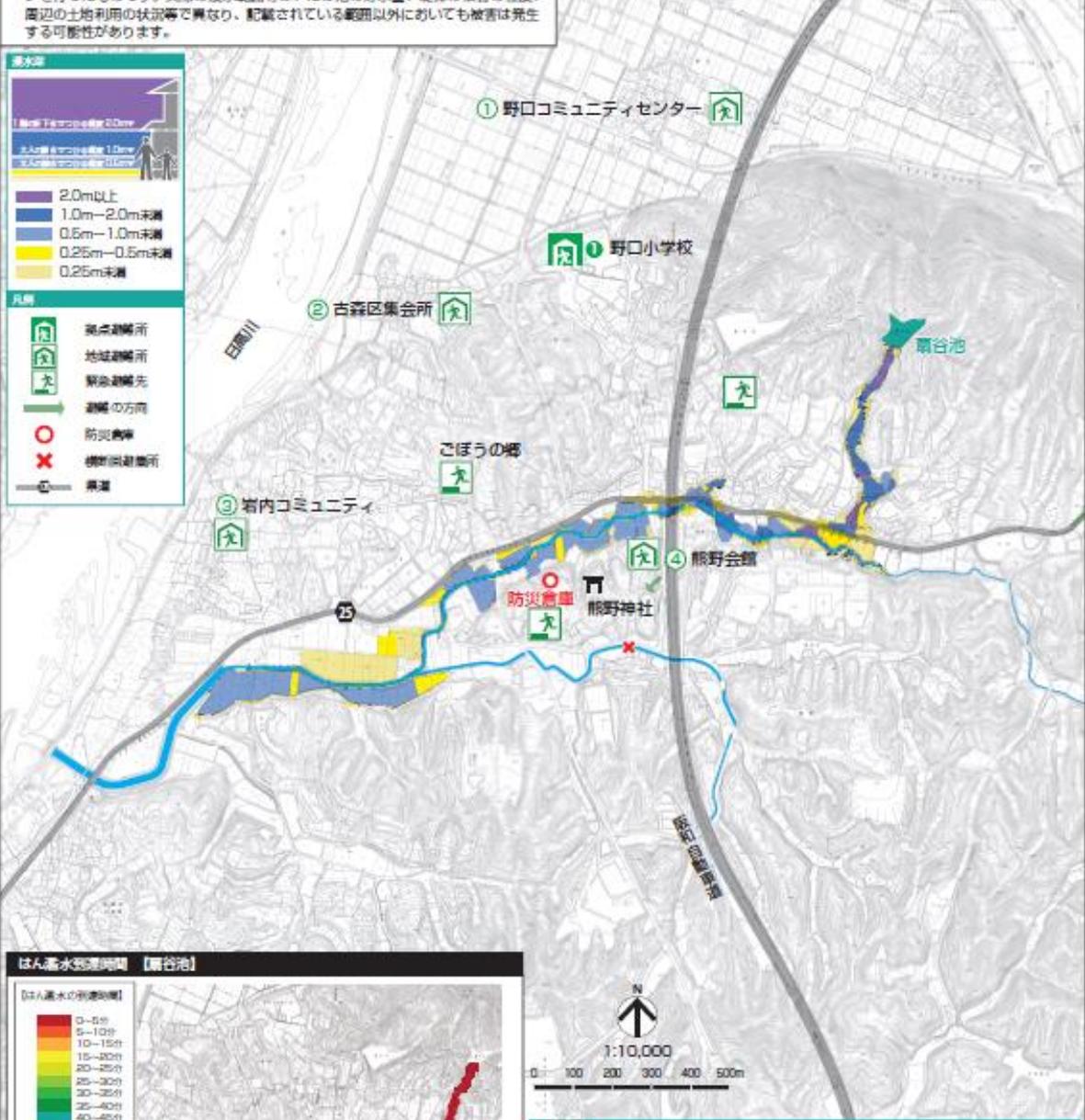
浸水深

1.0m以上浸水 0.5m未満
 2.0m以上浸水 1.0m未満
 3.0m以上浸水 1.5m未満
 4.0m以上浸水 2.0m未満

2.0m以上
 1.0m-2.0m未満
 0.5m-1.0m未満
 0.25m-0.5m未満
 0.25m未満

凡例

- 拠点避難所
- 地域避難所
- 緊急避難先
- 避難の方向
- 防災倉庫
- × 避難困難箇所
- 県道



施設名	<所在地>	<電話番号>
【拠点避難所】		
① 野口小学校	野口761	0738-22-0437
【地域避難所】		
① 野口コミュニティセンター	野口254	0738-24-2270
② 古森区集会所	野口841-2	—
③ 岩内コミュニティ	岩内137-3	—
④ 熊野会館	熊野988-42	0738-23-3903

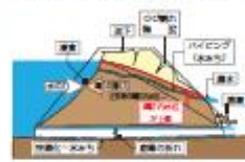


お いげ 大池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、大池の堤防が決壊し、貯水容量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土院の標高データ (DEM) を使用しては浸水解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害が発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

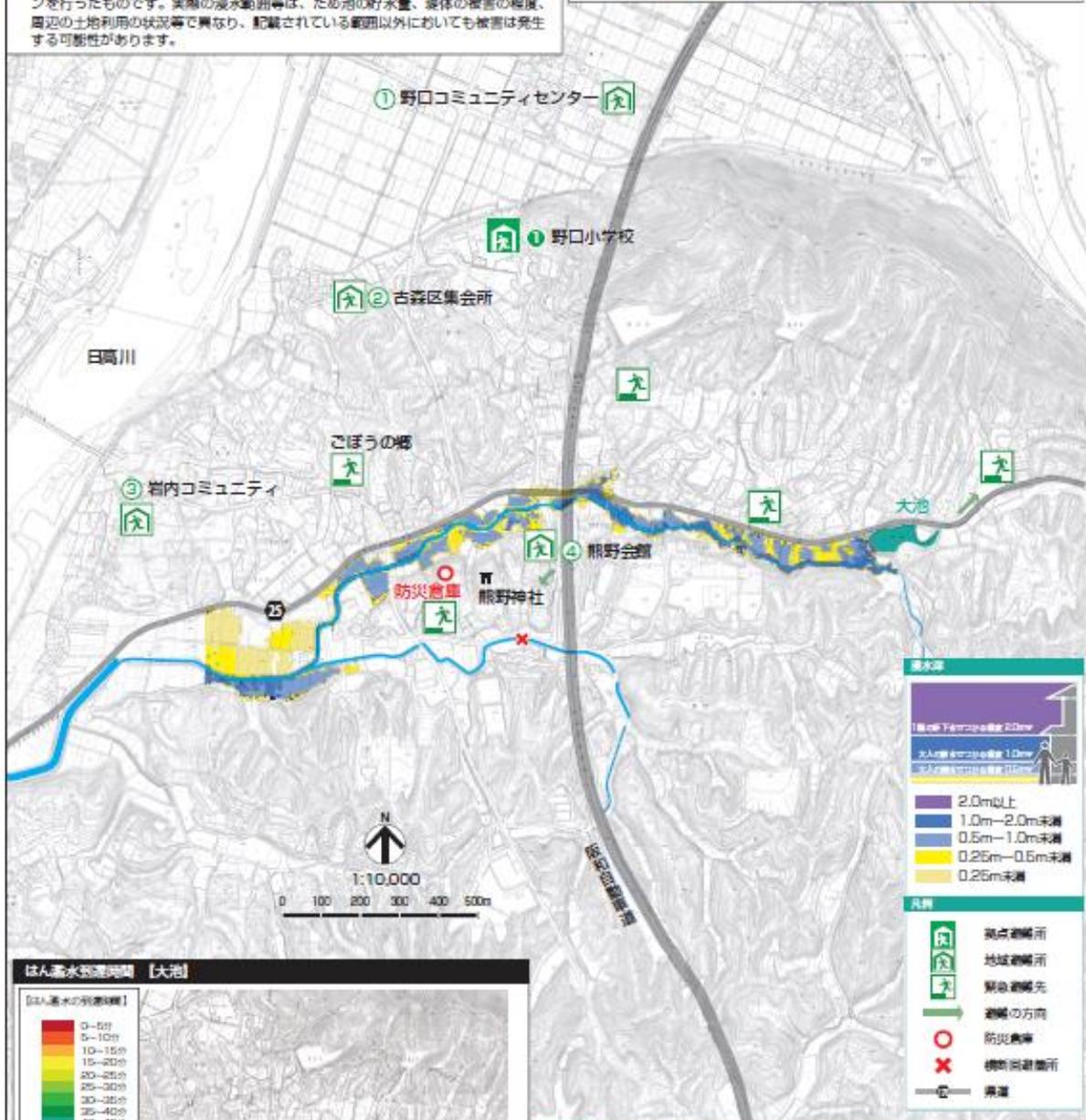


大雨時

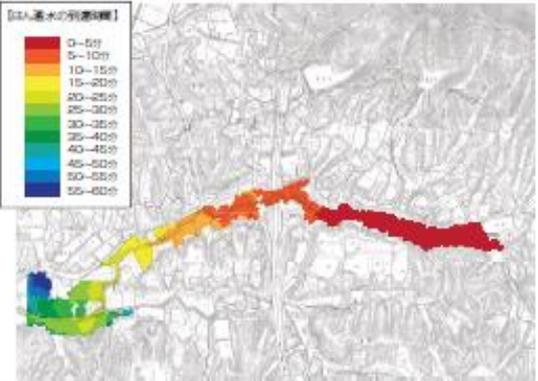
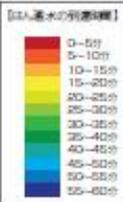
- 急激な水位上昇により、堤水が堤防を越えようとする場合
- 堤水が急激に増えた場合や暴風に湧きが生じた場合
- 堤防が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度4以上)

- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な貯水量の増加や漏水に湧きが生じた場合



はん濫水深予測図解 【大池】



避難所	所在地	電話番号
【拠点避難所】		
① 野口小学校	野口761	0738-22-0437
【地域避難所】		
① 野口コミュニティセンター	野口254	0738-24-2270
② 古森区集会所	野口841-2	-
③ 岩内コミュニティ	岩内137-3	-
④ 熊野会館	熊野888-42	0738-23-3903

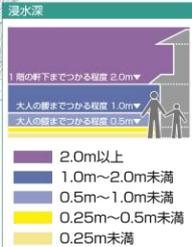
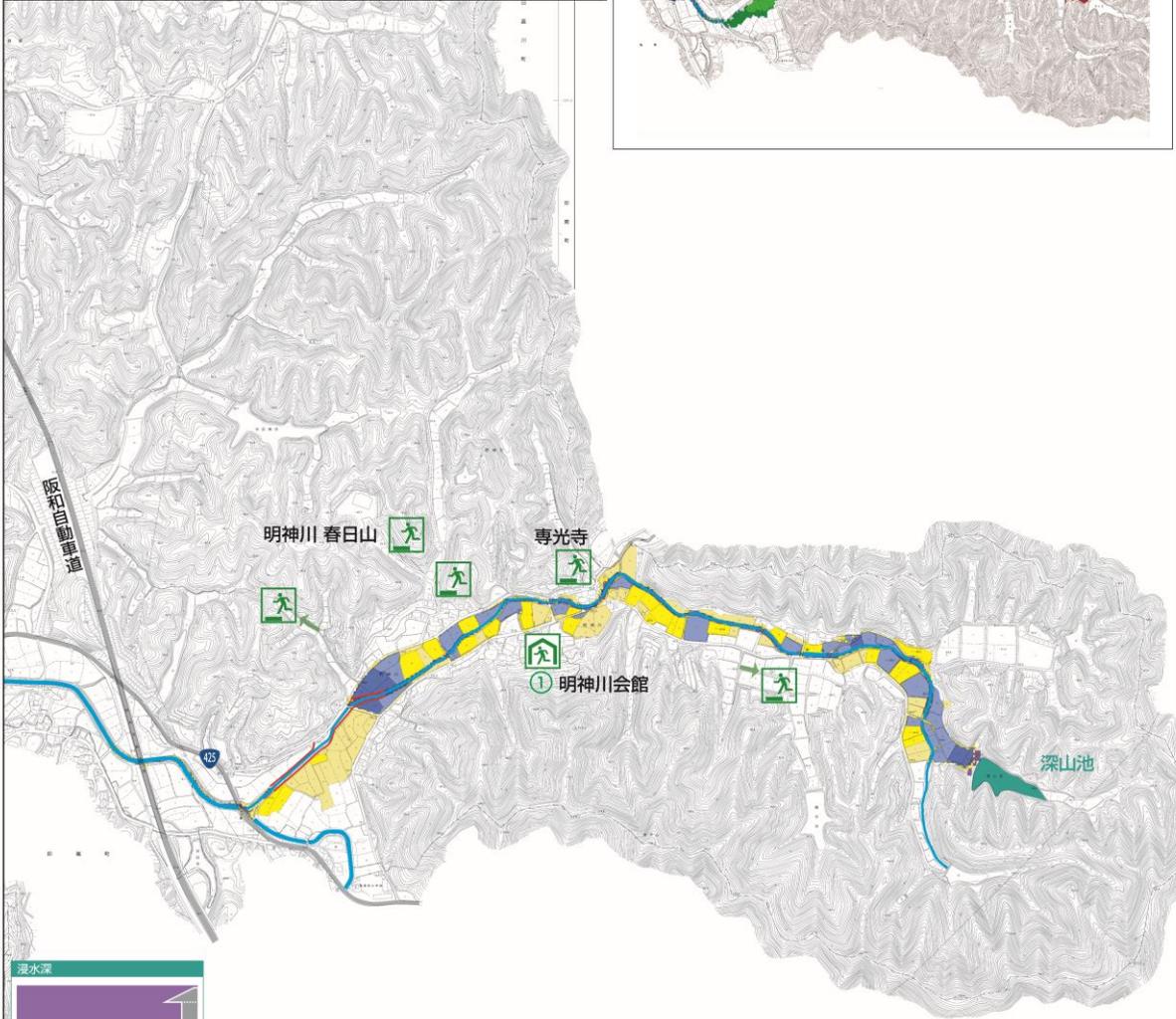
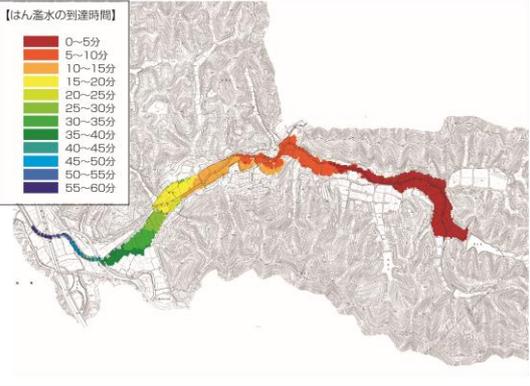
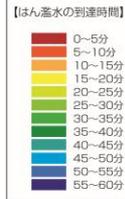


みやま いげ
深山池
ハザードマップ

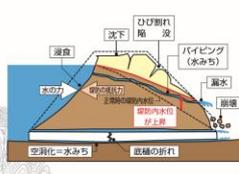


●この地図は、地震や大雨によって、深山池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

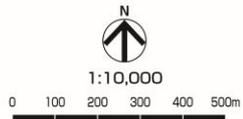
はん濫水到達時間 【深山池】



こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時（震度4以上）**
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合



避難所

【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 明神川会館	明神川615-3	0738-23-5006

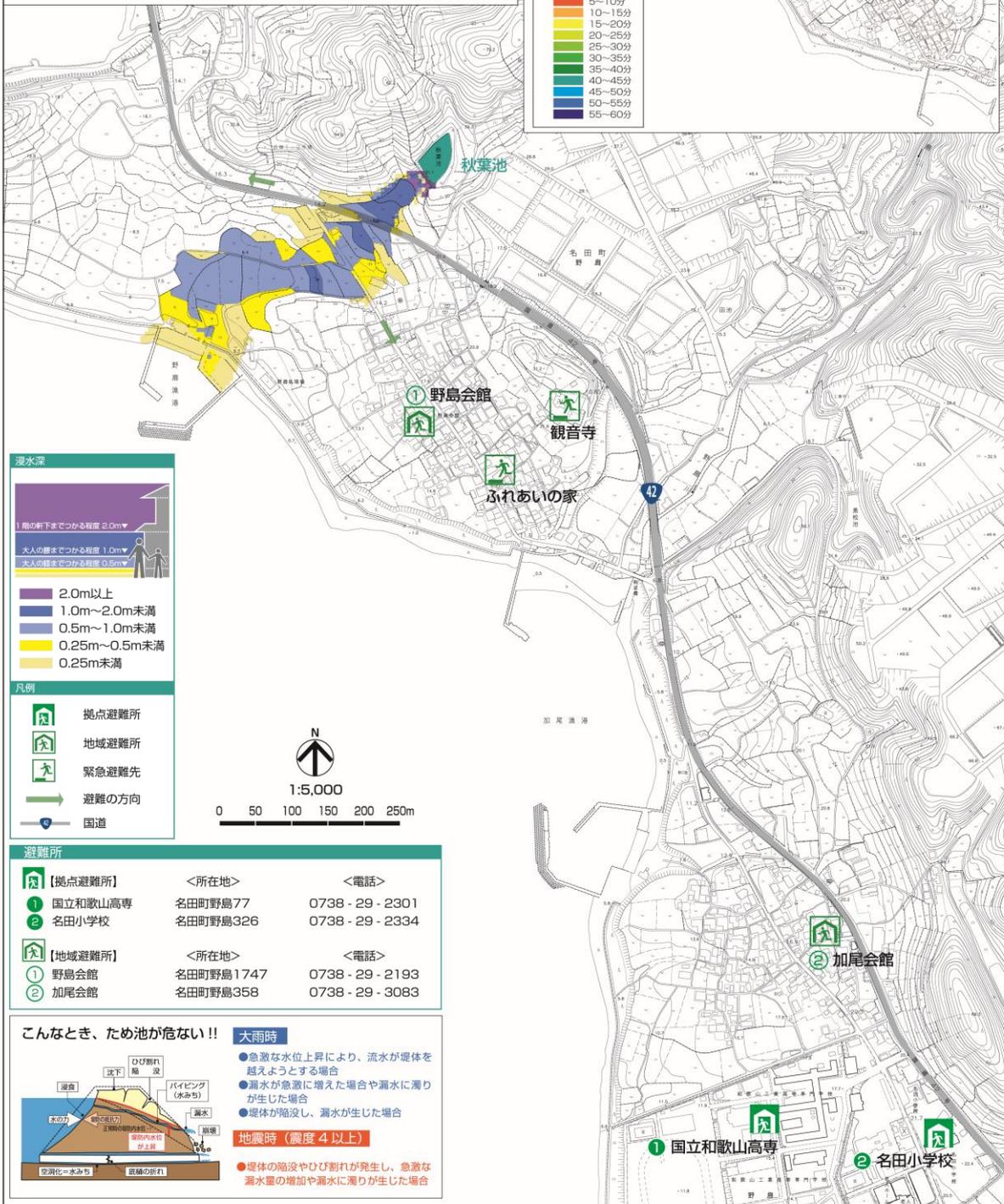
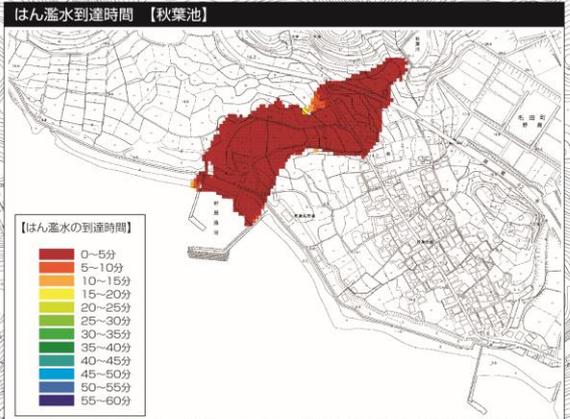


あきばいけ 秋葉池

ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、秋葉池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



浸水深

1階の軒下までつかる程度 2.0m

大人の腰までつかる程度 1.0m

大人の膝までつかる程度 0.5m

- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

凡例

- ① 拠点避難所
- ② 地域避難所
- ③ 緊急避難先
- 避難の方向
- ④ 国道

避難所

	【拠点避難所】	【地域避難所】
①	国立和歌山高専	野島会館
②	名田小学校	加尾会館
	名田町野島77	名田町野島1747
	名田町野島326	名田町野島358
	0738-29-2301	0738-29-2193
	0738-29-2334	0738-29-3083

こんなとき、ため池が危ない!!

大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

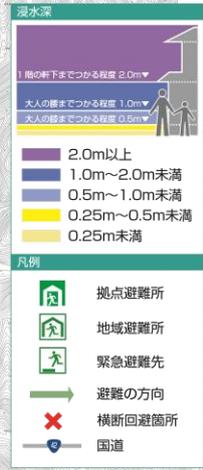
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合



おいごいけ 老子池 ハザードマップ

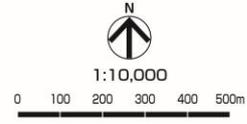
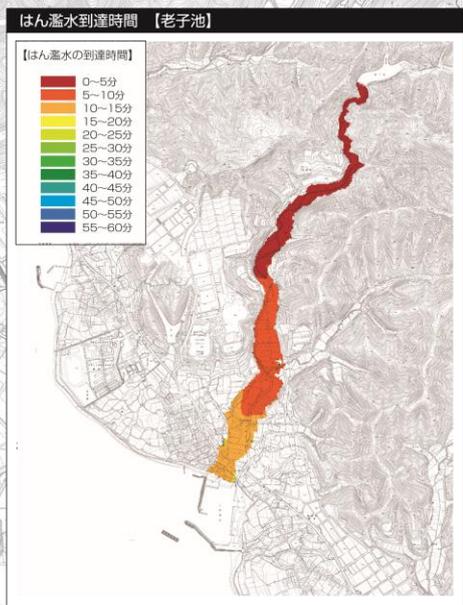


●この地図は、地震や大雨によって、老子池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



避難所

【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 国立和歌山高専	名田町野島77	0738 - 29 - 2301
② 名田小学校	名田町野島326	0738 - 29 - 2334
③ 名田中学校	名田町上野1348-15	0738 - 29 - 2314
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 加尾会館	名田町野島358	0738 - 29 - 3083
② 上野会館	名田町上野1569-3	-
③ 名田幼稚園	名田町野島1-3	0738 - 29 - 2330



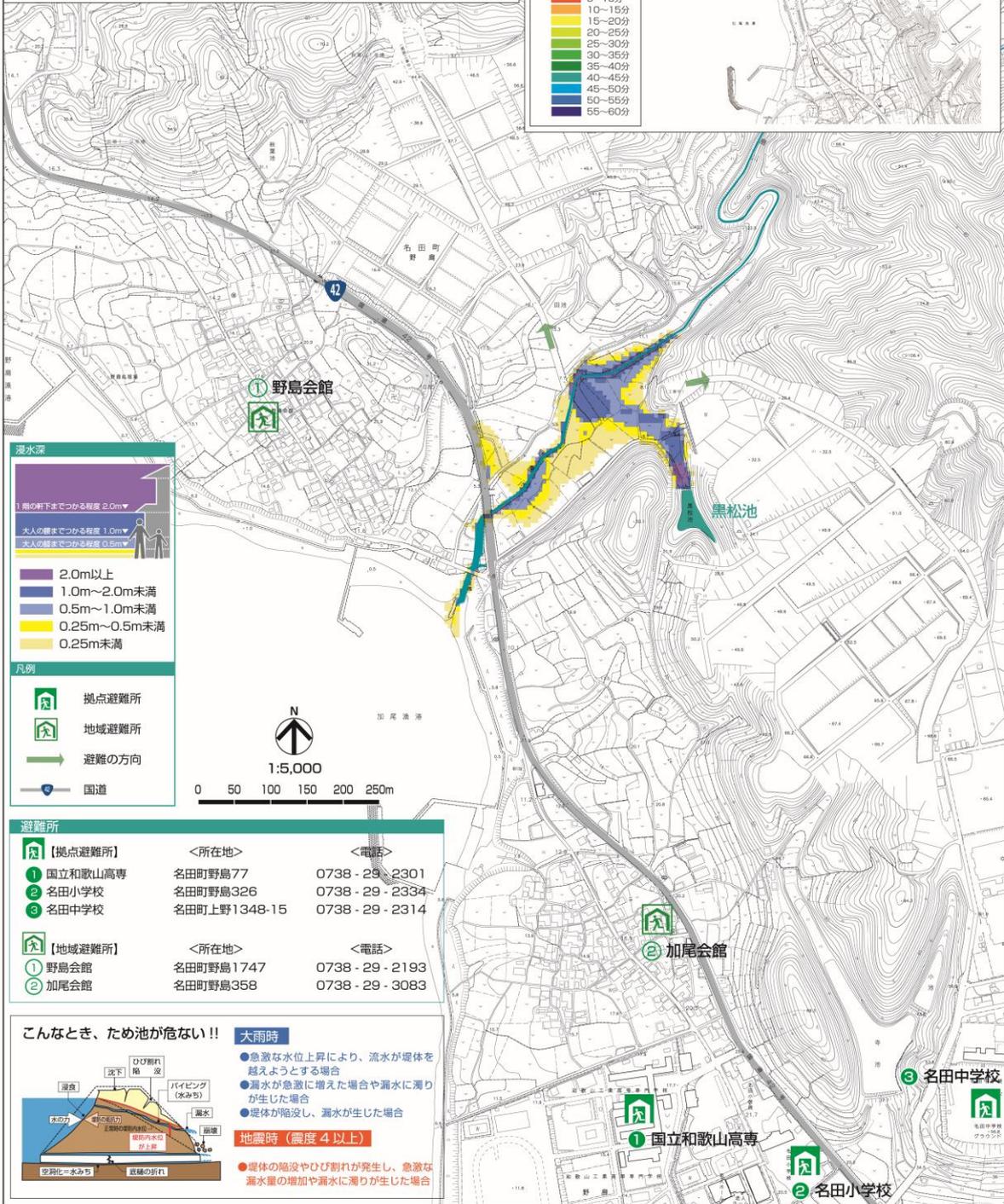
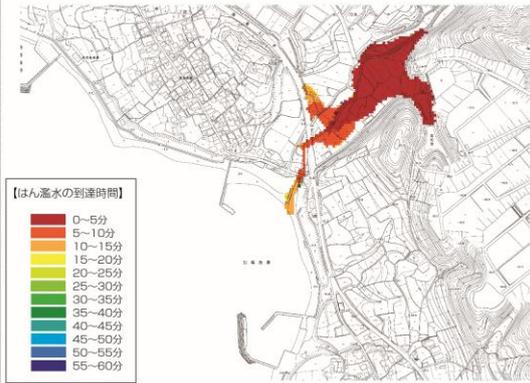


くろ まつ いけ
黒松池
ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、黒松池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間 【黒松池】



浸水深

1期の軒下までかかる程度 2.0m

大人の膝までかかる程度 1.0m

大人の胸までかかる程度 0.5m

2.0m以上
1.0m~2.0m未満
0.5m~1.0m未満
0.25m~0.5m未満
0.25m未満

凡例

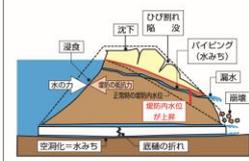
拠点避難所
地域避難所
避難の方向
国道

避難所

【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 国立和歌山高専	名田町野島77	0738-29-2301
② 名田小学校	名田町野島326	0738-29-2334
③ 名田中学校	名田町上野1348-15	0738-29-2314

【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 野島会館	名田町野島1747	0738-29-2193
② 加尾会館	名田町野島358	0738-29-3083

こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濡りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度4以上)

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濡りが生じた場合

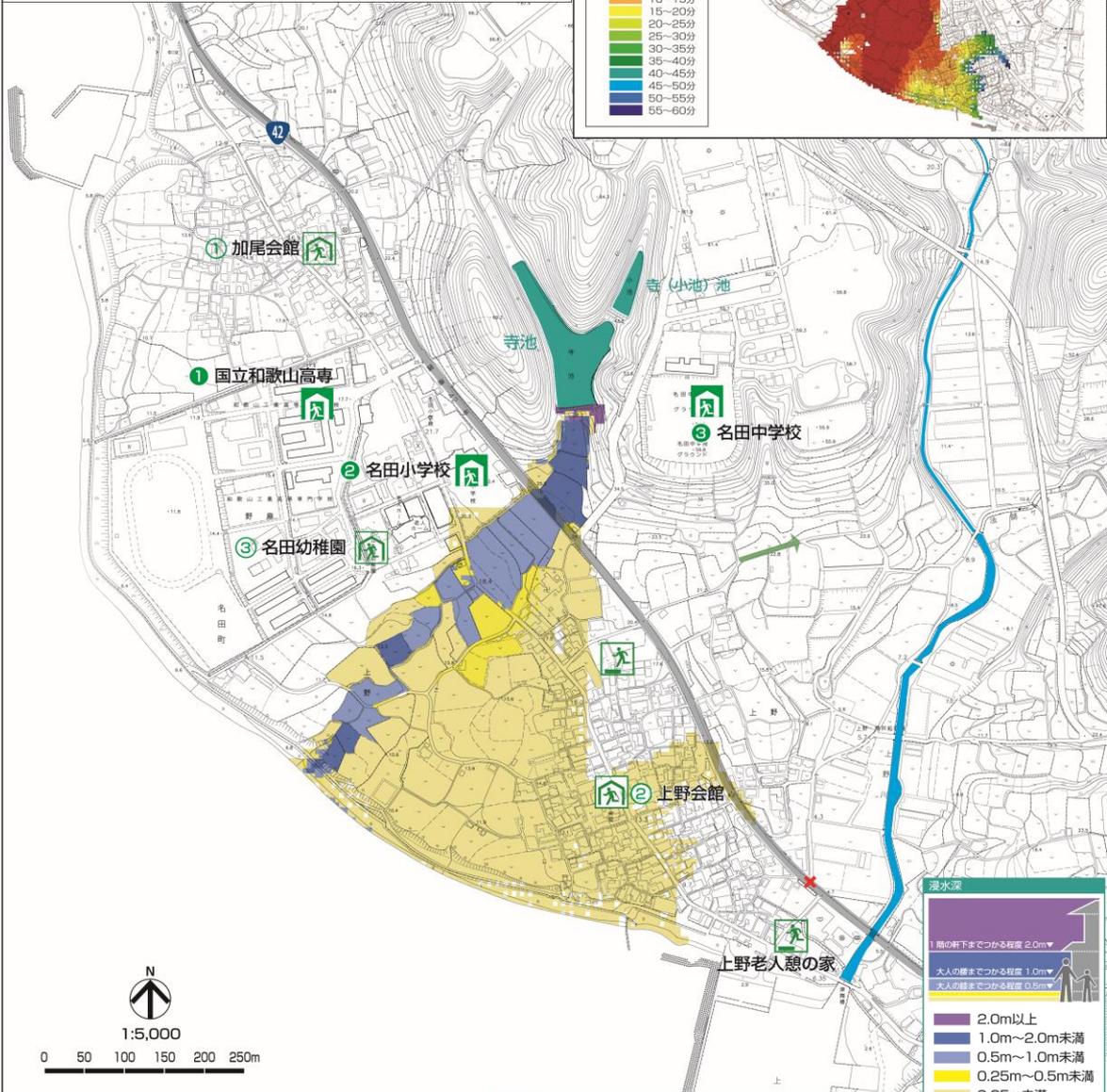
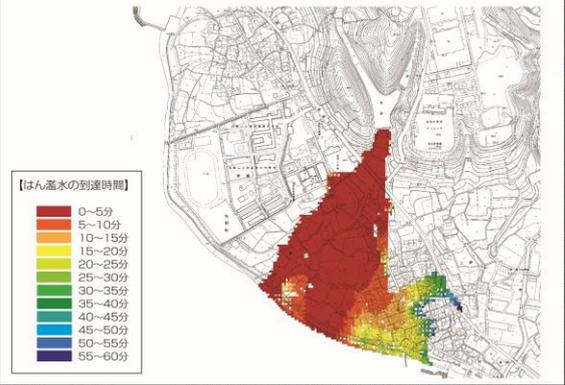


てら いけ 寺池 ハザードマップ

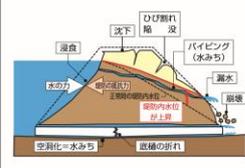


●この地図は、地震や大雨によって、寺池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用しはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間【寺池】



こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時（震度4以上）**
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

避難所	
【拠点避難所】	<所在地> <電話>
① 国立和歌山高専	名田町野島77 0738-29-2301
② 名田小学校	名田町野島326 0738-29-2334
③ 名田中学校	名田町上野1348-15 0738-29-2314
【地域避難所】	<所在地> <電話>
① 加尾会館	名田町野島358 0738-29-3083
② 上野会館	名田町上野1569-3
③ 名田幼稚園	名田町野島1-3 0738-29-2330

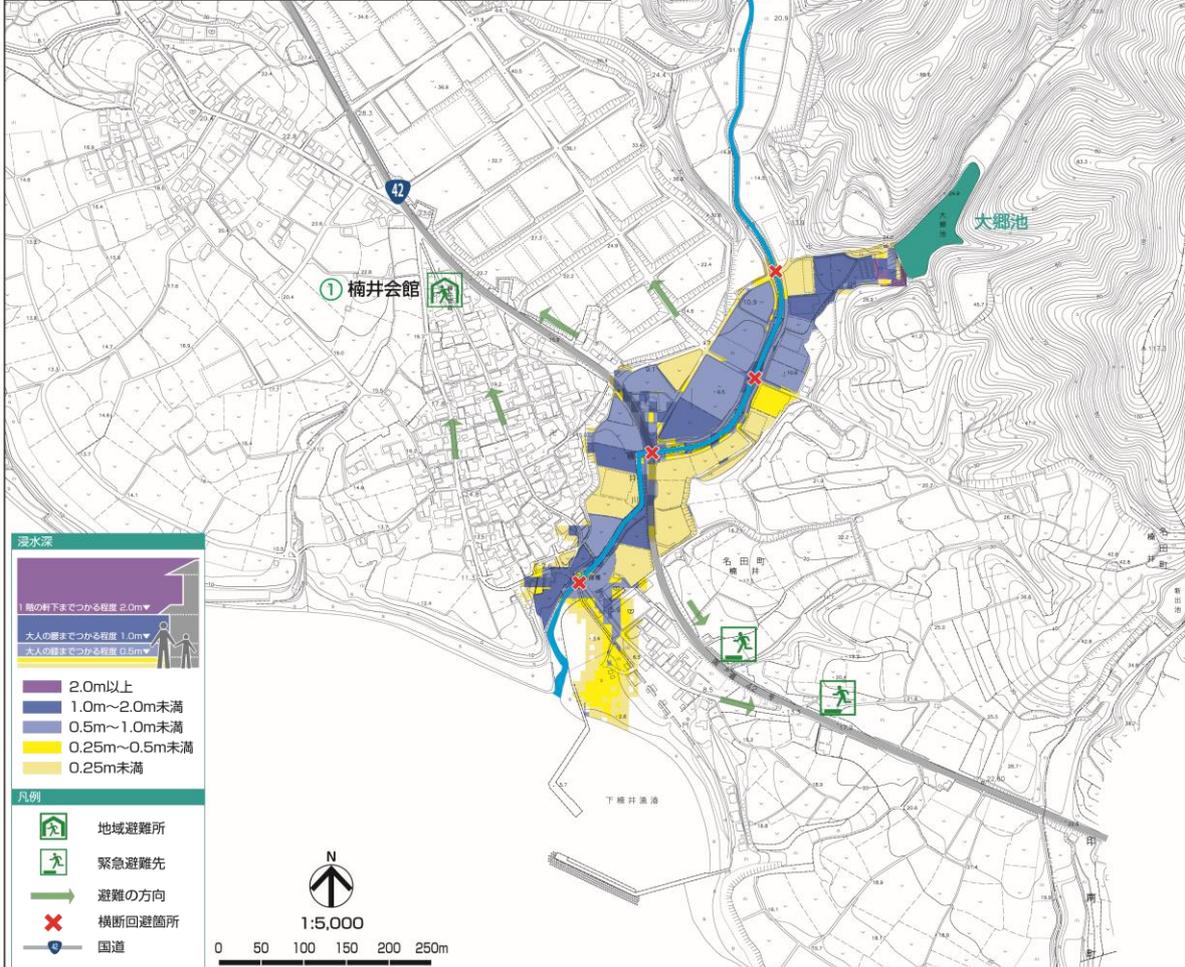
- 凡例**
- 拠点避難所
 - 地域避難所
 - 緊急避難先
 - 避難の方向
 - × 横断回避箇所
 - 国道



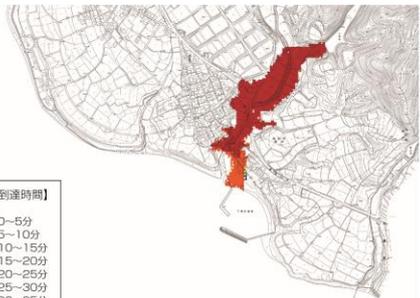
おおごいけ
大郷池
ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、大郷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



はん濫水到達時間 【大郷池】



避難所		
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 楠井会館	名田町楠井1940-2	0738-29-2211

こんなとき、ため池が危ない!!

大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度4以上)

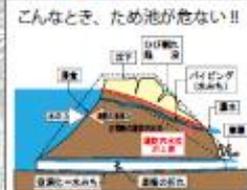
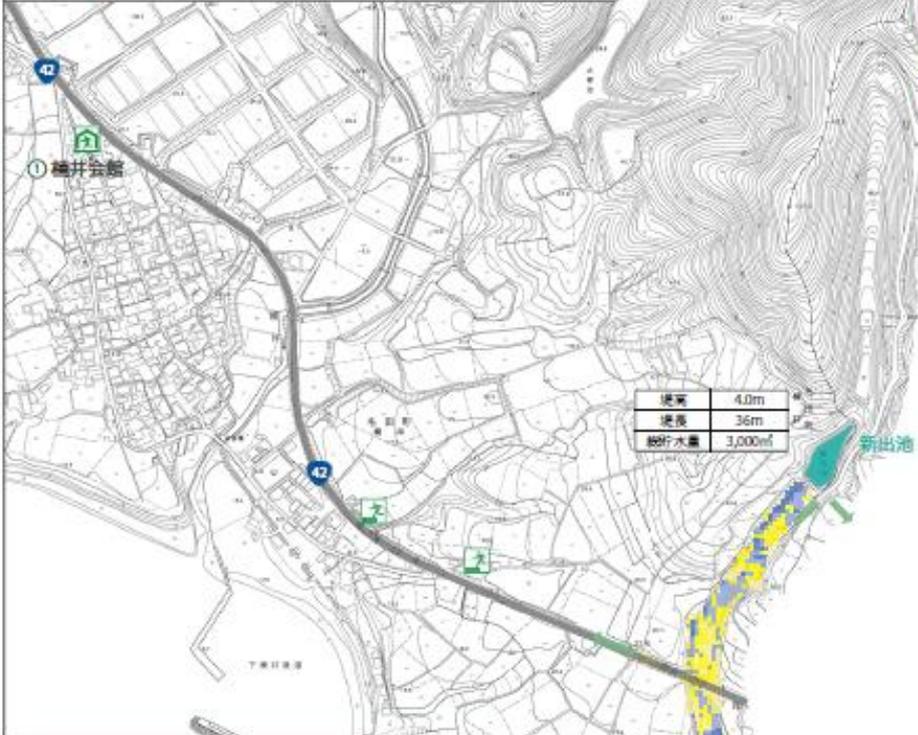
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量増加や漏水に濁りが生じた場合



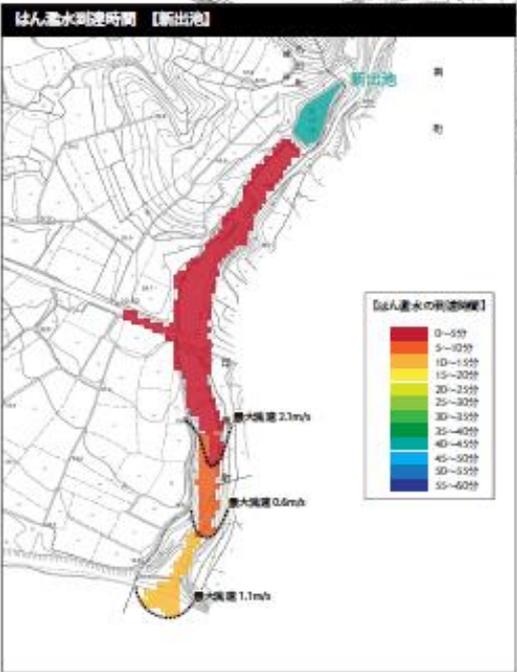
しん で いけ 新出池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、新出池の堤防が決壊し貯水が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土院の標高点 (DEM) を使用してはん流解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等と異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



- 大雨時**
- 異常な水位上昇により、激水が堤防を越えようとする場合
 - 激水が急激に増えた場合や激水に乗りが生じた場合
 - 堤防が決壊し、激水が生じた場合
- 地震時 (震度4以上)**
- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な激水増の増加や激水に乗りが生じた場合



土砂災害警戒区域

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

凡例

- 地域避難所
- 緊急避難所
- 避難の方向
- 国道

浸水深

- 2.0m以上
- 1.0m～2.0m未満
- 0.5m～1.0m未満
- 0.25m～0.5m未満
- 0.25m未満

1:5,000

0 50 100 150 200 250m

避難所

【地域避難所】 名田町 横井 1940-2

【緊急避難所】 横井 会館

<電話> 0738-29-2211

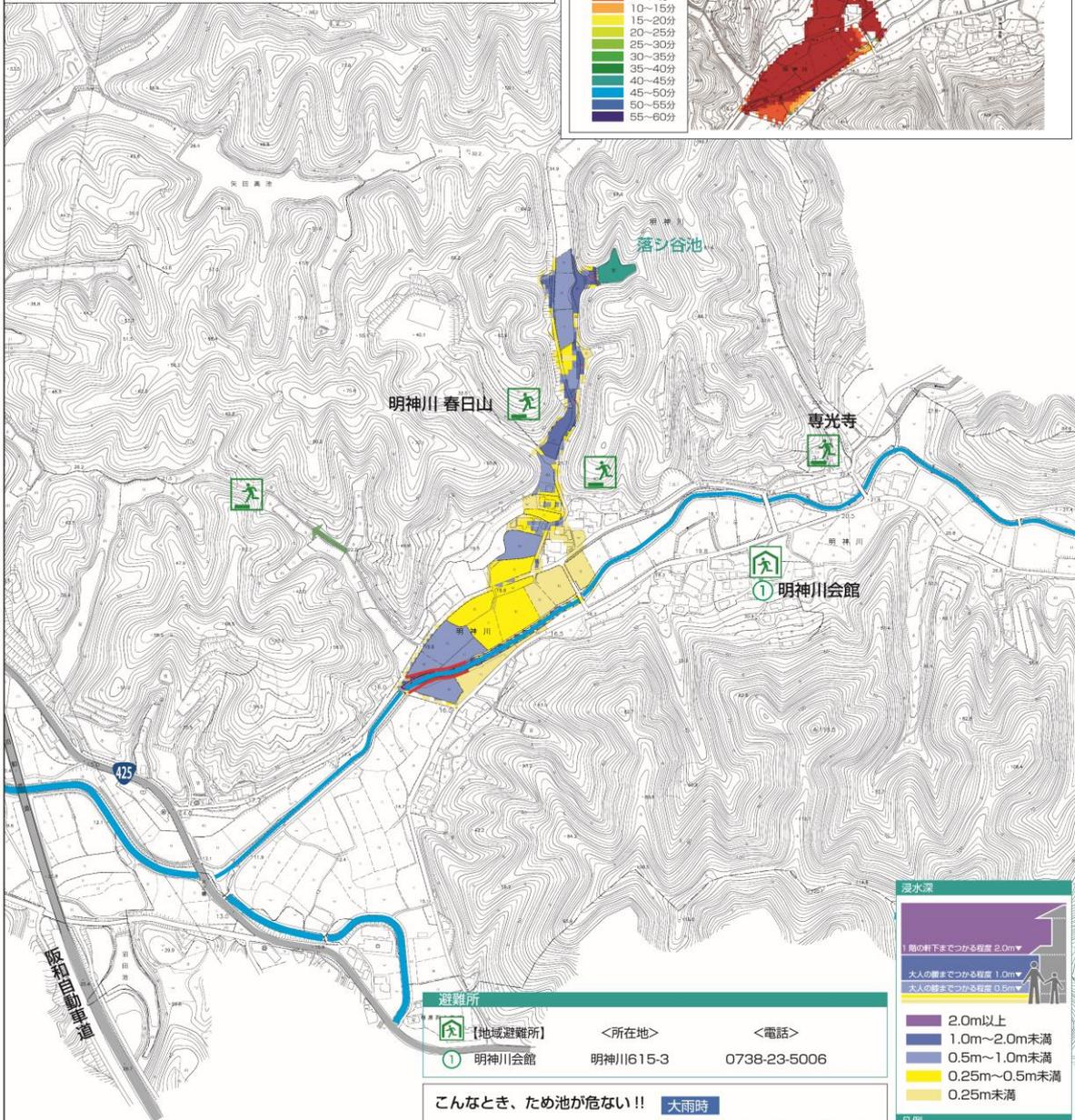
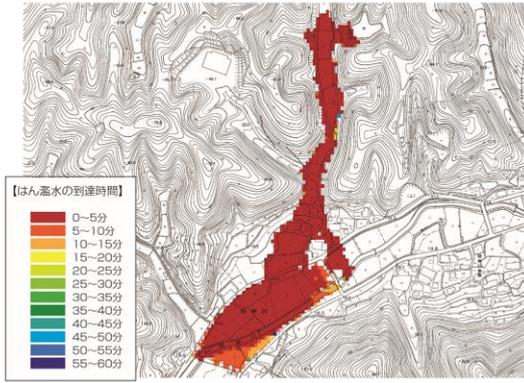


おとしだにいけ
落シ谷池
ハザードマップ



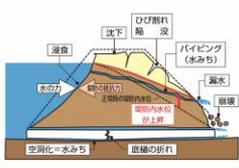
- この地図は、地震や大雨によって、落シ谷池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間【落シ谷池】



避難所		
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 明神川会館	明神川615-3	0738-23-5006

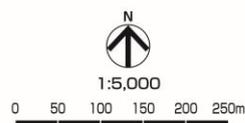
こんなとき、ため池が危ない!!



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
 - 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
 - 堤体が陥没し、漏水が生じた場合
- 地震時（震度4以上）**
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合



- 凡例
- 地域避難所
 - 緊急避難先
 - 避難の方向
 - 避難時注意範囲
 - 国道



E. 様式等

E. 様式等

様式 1-1	市被害状況調査票	1
様式 1-2	市被害状況集計表	2
様式 1-3	火災・災害等即報要領	3
様式 1-4	災害確定報告	10
様式 1-5	災害中間年報	12
様式 1-6	災害年報	13
様式 2-1	り災証明書（兼交付申請書）	15
様式 2-2	被災証明書（兼交付申請書）	16
様式 3-1	避難所設置及び収容状況	17
様式 4-1	炊出し給与状況	18
様式 5-1	飲料水の供給簿	19
様式 6-1	物資の給与状況	20
様式 7-1	応急仮設住宅台帳	21
様式 7-2	住宅応急修理記録簿	22
様式 8-1	救護班活動状況	23
様式 8-2	病院診療所医療実施状況	24
様式 8-3	助産台帳	25
様式 9-1	被災者救出状況記録簿	26
様式 10-1	障害物除去の状況	27
様式 11-1	埋葬台帳	28
様式 11-2	遺体処理台帳	29
様式 12-1	学用品の給与状況	30
様式 12-2	学用品の給与明細	31
様式 13-1	緊急通行車両事前届出書	32
様式 13-2	緊急通行車両等事前届出済証	33
様式 13-3	緊急通行車両確認証明書	34
様式 14-1	公用令書	35
様式 15-1	部隊等の派遣要請依頼書（自衛隊）	38
様式 15-2	部隊等の撤収要請依頼書（自衛隊）	39
様式 16-1	防災ヘリコプター緊急運航要請書	40
参考 1	被害状況認定及び報告書記入の基準	42
参考 2	「災害救助法の運用」 各救助項目の概要	44
参考 3	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート	52

様式 1-1 市被害状況調査票

＜市被害状況調査票＞

調査地区 _____
 調査員氏名 _____

調査日時 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 午前・午後 ____ 時 ____ 分 現在

番号	住所	世帯主氏名	人の被害				住家の被害						非住家の被害		被害の詳細、その他参考事項			
			死者	行方不明	負傷者 重傷	負傷者 軽傷	全壊 棟	全壊 人	半壊 棟	半壊 人	一部破損 棟	一部破損 人	床上浸水 棟	床上浸水 人		床下浸水 棟	床下浸水 人	全壊
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
その他																		

様式 1-2 市被害状況集計表

＜市被害状況集計表＞

被害の状況 日 時 月 日 時	人の被害			住 家 の 被 害										非住家の被害		その他	
	死者	行方不明	負傷者 重傷 軽傷 (計)	全壊		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		全壊	半壊		
				棟	世帯	棟	人	棟	世帯	棟	世帯	棟	人				棟

様式 1-3 火災・災害等即報要領

第 1 号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼損程度	焼損程度	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積 m ² m ² a
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)かかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物資名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 者	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)に分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害									
発生場所										
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法								
事故の概要										
死傷者	死者(性別・年齢) 計.....人 不明 人	負傷者等	人 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>重症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table>	}	重症	人 (人)	中等症	人 (人)	軽症	人 (人)
}	重症	人 (人)								
	中等症	人 (人)								
	軽症	人 (人)								
救助活動の要否										
要救護者数(見込)		救助人員	人							
消防・救急・救助活動状況										
災害対策本部等の設置状況										
その他参考事項										

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		<small>うち 災害関連死者</small>	人				半壊		棟	床下浸水		棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損		棟	未分類		棟
	119 番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分			被 害					
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	田	流出・埋没	h a						
					冠 水	h a						
報 告 者 名			畑	流出・埋没	h a							
				冠 水	h a							
報 告 者 名				学 校	箇所							
					病 院	箇所						
区 分		被 害		道 路	箇所							
人 的 被 害	死 者	人		橋 り よ う	箇所							
	<small>うち災害関連死者</small>	人		河 川	箇所							
	行方不明者	人		港 湾	箇所							
	負 傷 者	重 傷	人		砂 防	箇所						
		軽 傷	人		清 掃 施 設	箇所						
住 家 被 害	全 壊	棟		崖 く ず れ	箇所							
		世帯			鉄 道 不 通	箇所						
		人				被 害 船 舶	隻					
	半 壊	棟					水 道 戸	戸				
		世帯						電 話 回 線	回線			
		人				電 気 戸			戸			
	一 部 破 損	棟					ガ ス 戸		戸			
		世帯						ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人				そ の 他			箇所			
	床 上 浸 水	棟					他					
		世帯						り 災 世 帯 数				世帯
		人				り 災 者 数						人
床 下 浸 水	棟		火 災 発 生	建 物					件			
	世帯				危 険 物			件				
	人					そ の 他		件				
非 住 家	公 共 建 物	棟										
	そ の 他	棟										

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団 体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			119 番通報件数	件
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式 1-4 災害確定報告

都道府県					区分			被害	
災害名 確定年月日			月 日 時確定		そ の 他	田	流出・埋没	h a	
							冠 水	h a	
						畑	流出・埋没	h a	
							冠 水	h a	
報告者名						学 校	箇所		
区 分			被 害			病 院	箇所		
人的被害	死 者	人		道 路		箇所			
		<small>うち 災害関連死者</small>	人	橋 り よ う		箇所			
	行方不明者		人	河 川		箇所			
	負傷者	重 傷	人	港 湾		箇所			
		軽 傷	人	砂 防	箇所				
住家被害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所			
			世帯		崖 く ず れ	箇所			
			人		鉄 道 不 通	箇所			
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻			
			世帯		水 道 戸				
			人		電 話 回線				
	一 部 破 損		棟		電 気 戸				
			世帯		ガ ス 戸				
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水		棟						
世帯									
人									
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火 災 発 生					
非住家	公 共 建 物		棟		建 物	件			
	そ の 他		棟		危 険 物	件			
					そ の 他	件			

様式 1-5 災害中間年報

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日				
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

様式 1-6 災害年報

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
被害船舶	隻									
水道	戸									

発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
電	気	戸					
ガ	ス	戸					
そ の 他	ブロック塀等	箇所					
火 災 発 生	建 物	件					
	危 険 物	件					
	そ の 他	件					
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()
公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()
小 計	千円	()	()	()	()	()	()
	公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円						
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

被災証明書 (兼交付申請書)

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者(世帯主と異なる場合)	

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災場所	御坊市
被災物件	
備考	

※この証明書は、自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

御坊市長



様式 3-1 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日～ 月 日	人	人			円	
	既存建物 野外仮設							
計	天幕							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他町村の住民を収容したときは、その住所・氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 4-1 炊出し給与状況

炊出し給与状況

市町村名 _____

炊出し場の名称	月 日			月 日			5日間小計			5日以降小計			合 計	実支出額	備 考	
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
計																

(注) 1 「備考」欄には給食内容を記入すること。

様式 5-1 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

市町村名 _____

供給月日	対象人員	給水用機械器具							実支出額	備考
		名称	借上		修繕		燃料費			
			数量	所有者	金額	修繕月日		修繕費		
	人			円	月 日	円		円		
計		/	/		/		/			

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式 6-1 物資の給与状況

物資の給与状況

市町村名

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎と なつた 世帯構 成人員	給与月日	物資給与の品名						実支 出額	備考
				布団	毛布	作業 衣		なべ	〇〇		
		人	月 日							円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者

氏名 (印)

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 物資給与の品名欄に数量を記入すること。

様式7-1 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計											

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 7-2 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

市町村名 _____

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日	円	
世帯計				

様式 8 - 1 救護班活動状況

救護班活動状況

〇〇救護班

班長：医師 氏名 (印)

月 日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計	/		/			

(注) 1 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 8 - 2 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名 _____

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計機関	人	/	/						

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること

様式 8-3 助産台帳

助産台帳

市町村名 _____

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日 ~ 月 日	円	
計					

様式 9-1 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

市町村名

年月日	救出人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名称	借上費		修繕費	燃料費	備考			
数量	所有者 (管理者) 氏名		金額	修繕月日				修繕費	修繕の概要	円
月 日	人			円	月 日	円		円		
計		/	/		/		/			

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」に記入すること。
 3 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 10-1 障害物除去の状況

障害物除去の状況

市町村名 _____

住家被害程度区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態 の概要	備 考
		月 日～月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式 11-1 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

市町村名 _____

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行なった者		埋 葬 費				備 考
		氏名	年令	死亡者との関係	氏名	棺 附属品を 含む	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注)1 埋葬を行なった者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行つた者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 11-2 遺体処理台帳

遺体処理台帳

市町村名 _____

処 理 年 月 日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理			死体の 一時保 存料	検案料	実支出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品名	数量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人			/						

様式 12-2 学用品の給与明細

平成 年 月 日 災害救助法適用に伴う学用品の給与明細

学校名
学年
氏名

最終受領日

	給 与 品											
	教 科 書			副 教 材			そ の 他 学 用 品					
	教科書名	数量	単価	支出額	副教材名	数量	単価	支出額	学用品名	数量	単価	支出額
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
	小計				小計				小計			
									合 計			

様式 13-1 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用 緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 申請者 住所 氏 名 電 話 () 局 番 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 印 </div>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)	
使 用 者	住 所
	氏 名 電話 ()
出 発 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び自動車検査証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式 13-2 緊急通行車両等事前届出済証

(表面)

災害応急対策用	第 号
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2>	
年 月 日	
和歌山県公安委員会	

- 備考1 用紙の大きさは、縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。
 2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

(裏面)

注1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署を經由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。

(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

車 両 番 号	
---------	--

災害時における確認欄	確 認 日 時	年 月 日 午前・後 時 分
	確 認 場 所	
	確認者所属・氏名	

様式 13-3 緊急通行車両確認証明書

基本法施行規則第6条による緊急通行車両の証明書の様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 公安委員会			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 14-1 公用令書

公用令書（基本法施行規則第7条関係）

従事第 号

公 用 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事を命じる。

協力

処分権者 氏名 印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

保管第 号

公 用 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第71条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命じる。

78条第1項
年 月 日

処分権者 氏名 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

管理第 号

公 用 令 書

住所

氏名

管理

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づき、次のとおり を保管する。

78 条第 1 項

使用

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に

78 条第 1 項

に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

変更した処分の内容

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に
78 条第 1 項

係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

様式 15-1 部隊等の派遣要請依頼書（自衛隊）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

御 坊 市 長

部隊等の派遣要請依頼書

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域

 - (2) 活動内容

- 4 その他

様式 15-2 部隊等の撤収要請依頼書（自衛隊）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

御 坊 市 長

部隊等の撤収要請依頼書

年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収要請を下記のとおり依頼いたします。

記

- 1 撤収を希望する日付
- 2 撤収要請を依頼する理由

様式 16-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受 信 時 間		時	分	現 在
1	要請機関名	TEL	発信者	
2	災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3	活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 輸送 (品名数量) その他 ()		
4	発生場所 及 び 発生時間	市町村 地内 (発生時間) 平成 年 月 日 時 分 (目 標) (離着陸場所)		
5	現地の気象 条 件	天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報 (警報・注意報)		
6	現場指揮者	所属・職名・氏名		
7	現場との 連絡手段	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)		
8	要 請 を 必 要 と す る 理 由	<p style="text-align: center;">※ 災害の状況、要請する活動内容、受け入れ体制を記入すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入のこと)</p>		
目 標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、住宅地図のページ数を明記のこと			

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213

9	傷病者	フリガナ		年齢	歳	性別	男・女	
		氏名						
	症状							
	離着場所の 目標等	出場先の 所在地 及び目標		搬送先の 所在地 及び目標				
	搭乗者	医師の氏名		関係者の 氏名				
		看護師の氏名						
	病院への搬送方法	救急車の手配	有・無	病院の手配	有・無			
	受入病院	所在地 名称		連絡先	TEL			
搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部		課 TEL				
10	必要資機材							
11	他航空機への要請	有・無	(有の場合) 機関名	要請機数	機			
12	その他必要事項							

※ 以下の項目は、防災航空隊で出場の可否を決定の後、連絡します。

1	使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2	到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3	活動予定時間	時間 分
4	燃料の確保	要手配 ・ 手配不要 ℓ (ドラム缶 本)

受信者	和歌山県防災航空隊	
-----	-----------	--

参考 1 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込のものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込のものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のも、又はその住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住居被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

河	川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその時の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港	湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
砂	防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清	掃	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
鉄	道	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被	害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする。
電	話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電	気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電して時点における戸数とする。
水	道	上水道、又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ	ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ	ロ	倒壊したブロック塀又は石塀の個所数とする。
り	災	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り	災	例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災	り災世帯の構成員とする。
火	災	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被	害	公立の文教施設とする。
農	林	農林水産業施設被害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公	共	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
公	立	公立の文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農	産	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
林	産	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜	産	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水	産	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商	工	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
そ	の	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

参考2 「災害救助法の運用」 各救助項目の概要

(1) - 1 避難所の設置

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>350円</u> 以内	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内に完了	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ指定した避難所であっても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○ 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。 ○ 要配慮者向けに福祉避難所を設置することも可能であること。 ○ 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。 ○ 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。 ○ 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。 ○ 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。 <p>※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定、平成28年4月改定)、 「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月策定)</p> <p>http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html</p>	

(1) - 2 福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>350円</u> 以内 冬季は別途加算可	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレの等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費 などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所であっても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○ 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。 ○ 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。 ○ 福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。 ○ 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。 <p>※ 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月策定)</p> <p>http://bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html</p>	

(2) 炊き出しその他による食品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	住家の被害は、通常全半壊・全半焼又は床上浸水を指す
費用の限度額	1人 1日当たり <u>1, 330円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○ 炊き出し等の給与については、避難所に避難していることからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。	
○ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。	
○ 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。	
○ 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。	
○ 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。	

(3) 飲料水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ類 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○ 災害により現に飲料水を得ることができないかどうか救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。	
○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。	
○ 水道事業者が本来行うべき配水管の修理や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。	
○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。	

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル類 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ、プロパンガス等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○ 法による、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無	

論のこと、商品券等の金券によることも認められない。
 なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは言うまでもない。
 ○ 被服類の給貸与はすべて世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することになる。
 ○ この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(5) 学用品の給与

一 般 基 準		対 象 経 費		
対 象 者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）		①教科書及び正規の教材	学校に有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等
費 用 の 限 度 額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具及び通学用品 小学校児童：5,200円以内 中学校生徒：5,500円以内 高等学校等生徒：6,000円以内		②文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
救 助 期 間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具及び通学用品：15日以内		③通学用品	傘、靴、長靴等
		④その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
○	この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

(6) 医療及び助産 ①医療

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医 療 の 実 施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（注）において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む

医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から <u>14日</u> 以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。 ○ 患者の経済的要件は問わない。例え、経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないからである。 	

(6) 医療及び助産 ②助産

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班により行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。 ○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。 ○ 本人の経済的要件は問わない。例え、経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることには変わりはないからである。 	

(7) 被災者の救出

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から <u>3日（72時間）</u> 以内 (死体の捜索の場合は <u>10日</u> 以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の経費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。 ○ いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。 ○ 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。 ○ 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。 	

(8) 死体の捜索・処理 ※「死体の捜索」については、「(7) 被災者の救出」を参照

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費 用 の 限 度 額	① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり： <u>3,600円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合： 1体当たり <u>5,700円</u> 以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。 それ以外の場合も、遺族等が居る場合は当該遺族等が負担
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。 ○ 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。 ○ 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

(9) 埋葬

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費 用 の 限 度 額	1体当たり 大人（12歳以上）： <u>226,100円</u> 以内 小人（12歳未満）： <u>180,800円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいなか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。 ○ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い支えない。 ○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

(10) 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費 用 の 限 度 額	1戸当たり平均 <u>6,883,000円</u> 以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮

		する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を越えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
○	高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
○	「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年10月公布）

（11）応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を越えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項	
○	あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
○	被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
○	「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。（令和元年10月公布）

（12）住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して、現物を持って行く 1世帯当たり 717,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たりの平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
-------------	--

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住が可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。（ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可）
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

（13）住宅の応急修理「準半壊」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す
費 用 の 限 度 額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して、 1世帯当たり 348,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○ 令和元年10月23日公布・施行（令和元年の災害から適用となる。） （令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む）	
○ この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。	
○ なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。	
○ 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。	

（14）住宅の応急修理「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	
費 用 の 限 度 額	緊急の修理が必要な部分に対し 1世帯当たり 51,500円	特別基準の設定はなし 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ブルーシート、ロープ、土のう等資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内に完了	

主 な 留 意 事 項	

- 令和5年6月16日内閣府告示第91号 本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）などが対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

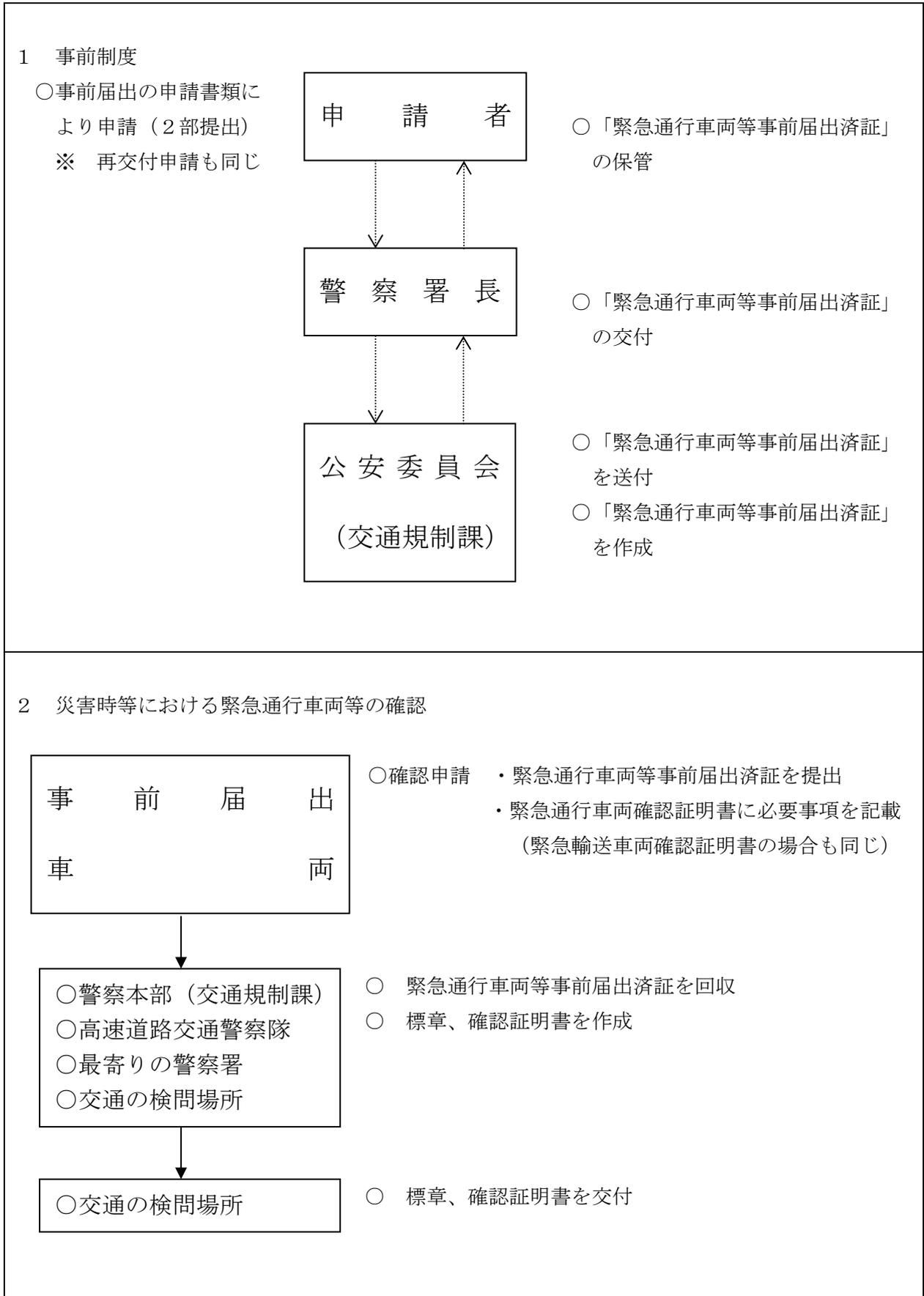
(15) 障害物の除去

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象になる
費 用 の 限 度 額	1世帯当たり <u>138,700円以内</u>	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ○ この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○ そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 ○ 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関周りも対象として差し支えない。 ○ 障害物の除去は、当面の生活が可能となるよう応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 ○ 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

参考3 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート



御坊市地域防災計画
(令和7年度修正)

御坊市防災会議